

今泉工場建替事業
要求水準書【案】に関する意見・質問
要求水準書【案】に関する意見又は質問に対し、以下のとおり回答します。添付資料を別途希望される事業者様は下記にご連絡ください。

担当：仙台市環境局 施設部 施設課
電話：022-214-8241
Eメール：imaizumi-plant-rebuild@city.sendai.jp

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
1	2	敷地面積	建築基準法上の敷地面積は、本工事の対象とする約26,000㎡と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	緑化率	「緑化率 敷地面積の20%」とある一方、P143 3.5(6)①では「事業用地の20%の緑地化が可能なよう、必要な緑地及び樹木の植栽を行うこと」とあります。緑化率20%の対象範囲は、本工事の対象とする約26,000㎡と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）において敷地面積に統一します。
3	2	緑化率	工場立地法における緑地率の算定対象となる敷地面積は、本工事の対象とする約26,000㎡と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	2	敷地	事業用地（事業区域面積：90,630㎡）のうち、建築工事の対象とする敷地面積は以下のとおりである。約26,000 ㎡（添付資料1）とありますが本施設は既設建屋の増築扱いとなるのでしょうか。それとも新築として計画してよろしいでしょうか。	建設用地（26,000㎡）について新築とします。
5	2	電気	東北電力の系統アクセス検討基準（特別高圧）に記載の60kVにおける連携規模である10MVAに満たない可能性があります。66kV受電の計画でよろしいでしょうか。	66kV受電計画としてください。
6	2	設計・建設期間の着手の年月について	実施方針の4頁の事業スケジュール（予定）⑨に「建設工事請負契約・運営業務委託契約の締結 令和9年12月」とあり、要求水準書では設計建設期間の着手も「令和9年12月」となっております。この場合、議会議決の日程次第では実質的な着手が令和10年1月となる可能性があるかと想定します。契約から竣工までの建設工事期間の見積のため、工事着工時期をご指定ください。	令和9年12月の議会議決の翌日から着手となります。また、ご質問のとおり議会议程によっては、実務上の着手は令和10年1月以降となることもあります。なお、具体的な着工時期は民間事業者の提案に委ねることとします。
7	2	設計・建設期間	「(1)着手：令和9年12月」「(2)完成：令和14年11月」とありますが、それぞれ「令和9年12月1日」「令和14年11月30日」と理解してよろしいでしょうか。	着手は議会承認後の本契約締結後となるため、12月中旬以降を予定しています。完成はお見込みのとおりです。
8	3	地質調査結果について	土壌抵抗、若しくは接地抵抗に関する調査データをご提示願います。	過年度の土質調査では土壌抵抗、接地抵抗に関する調査を実施しておりません。詳細設計時に必要に応じ調査ください。
9	3	気温（仙台管区气象台）	空調換気設備の設計点として用いる気温は第13節(85)国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準によることで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	3	湿度（仙台管区气象台）	空調換気設備の設計点として用いる湿度は第13節(85)国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準によることで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	3	燃料	「中圧ガスB、都市ガスは供給ラインを新設」とありますが、当該工事は本工事着手前に完了していると考えてよろしいでしょうか。 完了していない場合は、当該工事の範囲及び工事工程をご指示ください。	工事着手前にはガス管敷設は完了しておりません。想定スケジュールは令和9年度予算申請、令和10年契約および工事着手、令和10年～13年度に工事予定です。未契約のため想定であり変更になる場合がありますが、現状ガス管敷設ルート想定を別添資料で示します。
12	3	気温	発電電力量の算出にあたり、以下の点についてご教示ください。 ①季節の分類は以下の想定でよろしいでしょうか。 ・春秋季：3～5月、9～11月 ・夏季：6～8月 ・冬季：12～2月 ②各季節における外気温は気象庁データ（仙台管区气象台における2025年1月～12月の日平均値）より算出した以下の値でよろしいでしょうか。 ・春秋季：14.4℃ ・夏季：25.8℃ ・冬季：3.9℃ なお、上記条件が異なる場合は、公告時にご提示いただきますようお願いいたします。	①お見込みのとおりです。 ②発電電力量算出のための外気温設定は、入札公告時までに要求水準書に反映できるように今後検討します。本市としては、外気温設定について極端な条件を前提とした過大な設備計画ではなく、気象庁データ等の客観的資料に基づく合理的な設定を想定していますので、お見込みの条件が大きくずれているという認識はございません。
13	3	プラント用水	純水装置の設計にあたり、井水の以下の水質情報をご提供願います。 過マンガン酸消費量（CODMn）、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、イオン状シリカ、炭酸イオン、COD、ノルマンヘキサン。 ご提供が難しい場合は、事業者が自主分析するため、井水のサンプルをご提供、または自主サンプリングさせていただけないでしょうか。	水質情報の提供はありません。事業者にて水質サンプリングの申し出をしてください。詳細は実施方針を参照ください。
14	4	施設規模	施設規模を見直す場合の年間処理量は307t/日×290日/年＝89,030t（数値は災害廃棄物量を含む）を基準として、これを延長を見込んだ年間稼働日数で割った値を1日当たりの施設規模とするという理解で宜しいでしょうか。あるいは、計画ごみ量の最大値（令和15年度）の79,793t＋災害廃棄物想定処理量4,570t＝84,363tを基準として考えれば良いのでしょうか。 また、算定に用いる年間稼働日数について具体的な上限値がある場合にはご提示ください（300日程度の具体的な上限の考え方）。	貴社で想定する施設規模をXトン/日、稼働日数をY日とした場合、307（トン/日）×290（日）=X（トン/日）×Y（日）で算出してください。施設規模が300t/日未満を満たすために、年間稼働日数300日程度を例示しているに過ぎません。Yに制限は設けておりませんが、根拠のない年間稼働日数を設定することはできません。
15	4	計画ごみ量	ご提示いただいている計画年間ごみ量は、可燃性粗大ごみの移送分を考慮した値の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	4	計画ごみ量	1の公称能力に災害廃棄物の想定処理量は年間4,570トン/年との記載がございますが、計画年間ごみ量に災害廃棄物処理量は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	計画年間ごみ量には災害廃棄物処理量は含まれておりません。要求水準書（案）に追記します。
17	4	計画ごみ量	可燃ごみの月変動係数をご教示ください	別添（R5,R6,R7年度）の運転年報を提供いたします。
18	4	公称能力 年間稼働日数	「年間稼働日数を300日程度まで延長することが可能な場合には、施設規模を300t/日未満となるように、技術提案書に記載することができ。」とありますが、稼働日数が300日を超える場合でも、事業者実績に応じた数値で提案可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	4	公称能力 災害廃棄物処理量	本項には「想定処理量(年間)4,570トン/年」と記載がある一方で、153頁の2.3項には「災害発生時には最大2,360t/年の災害廃棄物（粗大ごみ）を処理する。」と記載があります。 本施設へ搬入される災害廃棄物の量は、ごみ焼却施設が4,570t/年であり、粗大ごみ処理施設が2,360t/年という理解でよろしいでしょうか。 その場合、粗大ごみ処理施設の災害廃棄物のうち、破碎後に焼却処理施設へ送られる量は、上記焼却施設の災害廃棄物量4,570t/年に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 理解が異なる場合、粗大ごみ処理施設で処理する災害廃棄物のうち、破碎後焼却施設に送られる量をご教示ください。	お見込みのとおりです。
20	4	公称能力 災害廃棄物処理量	「災害廃棄物処理量 [15]t/日」との記載がありますが、処理すべき災害廃棄物は年間処理量4,570tであり、必ずしも15t/日を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。 仮に1炉運転時の場合でも15t/日の災害廃棄物処理を行えば、施設規模が過剰になる可能性があります。	災害廃棄物処理量は15t/日（7.5t/日・炉）として計画してください。
21	4	計画ごみ量	「計画年間ごみ量」の表に記載されている数値には粗大ごみ処理施設からの破碎残渣が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
22	4	計画ごみ量	本施設での発電計画や休炉時期を考える上で必要な情報となるため、年間処理量に加えて本施設で想定される月別の搬入量をご指定いただけないでしょうか。上記が困難な場合、操炉計画を行う上での搬入量は月別の増減はなく、年間搬入量を年間受け入れ日数で平均した値とするなどの指針をご提示いただけないでしょうか。また、本施設の全炉休止を行う時期等については、特にご指定されないものとして考えてよろしいでしょうか。	月別の搬入量については、別添資料のR5から7年度の実績をもとに想定してください。全休炉の時期については、仙台市内の他工場との兼ね合いのため、既設工場の全休炉期間と同様の1月頃を想定してください。
23	4	公称能力	施設規模307t/日は年間稼働日数290日を前提に設定された参考値と理解しております。年間稼働日数300日程度を確保できる提案の場合、施設規模については提案者の算定によるものとしてよいでしょうか。また、処理規模の下限のご指定はありますでしょうか。	お見込みのとおりです。No14の回答を参照し施設規模を算定してください。
24	5	計画ごみ質	新焼却施設の設計においては、新粗大ごみ処理施設からの搬入分を含め、ご提示いただいている計画ごみ質について設計するとの考えでよろしいでしょうか。	新粗大ごみ処理施設からの搬入分は含んでおりません。要求水準書（案）を修正します。
25	5	計画ごみ質	基準ごみ6元素組成の合計値(51.04%)について三成分の可燃分と推察しますが、三成分中の可燃分(50.7%)と一致しません。数値の整合性についてご確認いただきますようお願いいたします。	元素組成の数値を再度確認し、要求水準書を修正します。ただし、元素組成は過去3ヵ年のサンプリングデータから算出したものであるため、民間事業者の経験に基づき設計いただいても構いません。
26	5	搬入出車両	搬入車両の待機長の検討にあたり、現清掃工場での以下のデータをご提示いただけないでしょうか。 ・日ごと、搬入の種類ごとの搬入車両台数実績（至近3年分程度） ・時間ごと、搬入の種類ごとの搬入車両台数実績（通常時、繁忙時の2パターンにおける3日分程度） ・月ごとの搬入量の変動を把握するため、月別の搬入量実績(至近3年分程度)	今泉工場の搬入データ（日毎、月毎）を別添資料にて提供します。
27	5	計画ごみ質	「単位体積重量は、三成分、元素組成、低位発熱量を参考に民間事業者において決定」と記載ありますが、各社の公平性を保つため、市様でご提示いただくことは可能でしょうか。	要求水準書（案）のとおりです。
28	6	発電効率	「発電効率：22%以上」とありますが、発電効率は場内外熱供給量の影響を受けるため、エネルギー回収率での指定としていただけないでしょうか。	要求水準書を「エネルギー回収率：22%以上」に修正します。
29	6	搬出車両	(b)落じん灰の搬出車両について、天蓋装置付き10tダンプトラックとありますが、第8節2.2では落じん灰はドラム缶回収とのことから、ウィング車等による搬出の想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
30	6	搬入日及び搬入時間帯	焼却施設と粗大施設での搬入開始時間に30分の差がありますが、理由についてご教示願います。	粗大ごみ処理施設への搬入が計量開始時間に依存するためです。なお粗大ごみ処理施設に搬入する車両は下記です。 ・自己搬入車 ・委託車（手数料納付券付きの粗大ごみ回収車） ・事業系一廃のうち可燃ごみ（木くず等破砕が必要なもの）搬入車 一方、焼却施設は許可および委託業者は無人でも搬入可のため早朝からとしております。
31	6	落じん灰	落じん灰の搬出車両は「原則、天蓋付き10tダンプトラック」とありますが、一方で第2章第8節2.2項にて落じん灰はドラム缶回収が指定されています。フォークリフトでの積み込みを想定されている場合は、効率的な運用のため搬出車両を10t平ボディやウィング車への変更を認めていただけないでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
32	6	搬入日及び搬入時間帯	搬入日に関して、自己搬入は「月～金曜」と記載がある一方で、14頁の粗大ごみにおける搬入日は「月～土」と記載があります。土曜日は、粗大ごみを搬入する自己搬入車は受入れを行わず、粗大ごみの一般収集および許可業者のみを受入れると理解してよろしいでしょうか。	粗大ごみについては土曜も自己搬入を受け付ける計画です。
33	6	搬入日及び搬入時間帯	許可業者の受付時間は「月～土曜の5:00～16:15」「日曜 5:00～14:00」とありますが、許可業者に対し事業者がプラットホームおよび計量棟において対応を行う時間帯をご教示いただけませんかでしょうか。	許可業者は、パッカー車の車両登録・ICカードを有しており、基本的には計量棟及びプラットホームにおいて事業者での対応はなしとしております。ただし、計量室での伝票の紙詰まり等のトラブル時は中央管制室の事業者様で対応願います。
34	6	今泉温水プール	焼却施設の全休炉時は今泉温水プールへの熱供給および電気供給は不要という理解でよろしいでしょうか。	全休炉時の今泉温水プールへの熱供給については不要ですが、第2編第2章第11節電気設備の基本方針に示すとおり、（買電による）電気の供給は必要です。
35	6	計画ごみ質	新焼却施設の計画ごみ質について、基準ごみの元素組成の合計値51.04%と三成分の可燃分の値50.7%が一致しませんので、整合が取れるように訂正をお願いします。また、可能であれば、高質ごみ・低質ごみの元素組成もお示しください。なお、硫黄も0.00%となっていますため、計画ごみ質をご確認いただけないでしょうか。	要求水準書（案）を修正します。
36	6	設備方式	「場内給湯、冷暖房」については電気式としてもよろしいでしょうか。	認めます。
37	7	外部供給電力	外部施設（今泉温水プール）への電力供給として500kWとの記載がありますが、年間電力収支検討のため、1日の中の時間変動の想定をご教示願います。また、以前受領した既設月報によると、今泉温水プールの使用電力量は1,500kWh/日程度であり、500kWは過剰かと考えられますが、500kWが定常的に供給されるという理解でよろしいでしょうか。	電力供給については、別添資料に示す今泉工場の月報を参照願います。
38	7	高温水の外部供給設備	高温水の外部供給について、供給熱量が最大（8GJ/h程度）となる条件（時期や時間帯など）をご教示願います。	2025年度の松森工場実績をベースとして定常時、立上げ直後を算定しております。往温度130℃、戻り温度115℃として定常時が約3GJ/h程度、立上直後が4GJ/h程度と想定しており、安全率をかけて8GJ/hとしております。
39	7	生活排水	生活排水について、浄化槽を設ける場合は、浄化槽処理水のみ放流は定常運転時も可能という認識でよろしいでしょうか。それとも、プラント排水と共に排水処理設備で原則処理する必要があるということでしょうか。なお、もし原則処理する場合には排水処理を有機系・無機系で区別する等の制約は無いものとしてもよろしいでしょうか。	浄化槽を設ける場合は管理棟からの生活排水のみ放流可能とする方向です（9/4時点）。ただし、環境アセスメントの関係上、詳細については実施設計時に別途協議とします。
40	7	生活排水	生活排水について、LCC最適化および発電量最大化を念頭に、合併浄化槽で処理後、放流可能とさせていただけないでしょうか。	No. 39と同じ
41	7	排水処理設備 生活用水	「排水処理設備で処理後、再利用水として原則場内利用。ただし、場内利用が難しい期間（特にオーバーホール時）は処理水の一部を雨水とともに放流」とありますが、浄化槽を設ければ、定常運転時において、プラント排水処理後循環再利用の計画ではなく、放流する計画としてよろしいでしょうか。	No. 39と同じ
42	7	排水の放流	生活排水やプラント排水の放流について、法令基準以外に周辺住民との取り決め等も含めた制限（排水量上限や濃度上限など）はございますでしょうか。	環境アセスメントの関係上、関係法令の排水基準を遵守したうえで環境保全目標「水質汚濁に係る「環境基準（名取川：B類型及び生物A類型）」を満足し、河川水質に大きく影響を及ぼさないこと」を満足する必要があります。準備書から一部記載を変更した評価書を作成中のため、設計条件については今後の協議とします。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
43	7	外部供給：高温水	本施設休炉期間においては、高温水供給は不要の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	7	外部供給：高温水	4GJ/h程度（通常）、8GJ/h程度（最大）は、外部で消費される熱量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、隣接する余熱利用施設（今泉温水プール）にて消費される熱量です。
45	7	発電（場内利用、売電）	「外部供給：電力：6.6 kV、500kW」は、系統数は1つでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	7	外部供給電力	外部施設（今泉温水プール）への電力供給について、焼却施設の全休炉期間中は電力供給を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	焼却施設の全休炉期間中においても、電力供給は行うこととします。
47	7	高温水の外部供給設備	高温水の外部供給設備を検討するにあたり、供給先の熱交換器の仕様等が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	既設温水プールの熱交換器の仕様を別添資料にて提供いたします。
48	7	外部供給	電力：6.6kV、500kW 高温水：4GJ/h(定常時) 8GJ/h(最大時)とありますが、年間電力収支検討のため、電力および供給熱量の日・月・年変動の想定についてご教示願います。	高温水については別添資料に示す松森工場の年報、月報をご覧ください。電力については、No. 37回答の別添資料をご確認ください。
49	7	煙突の高さ	内筒80mとありますが、現状の標高から80mとし、盛土を実施した場合は盛土の高さを引いた内筒高さとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	10	公害防止基準 悪臭	「敷地境界 臭気濃度：10以下」とありますが、臭気指数ではないでしょうか。	敷地境界に関しては、仙台市悪臭対策指導要綱を用いているため、臭気濃度となります。
51	13	年間計画ごみ量	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの月変動係数をご教示ください。	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみそれぞれの計量データがないため、月変動係数は提示できません。
52	13	年間計画ごみ量	粗大ごみ処理施設の想定年間稼働日数をご提示いただけないでしょうか。	粗大ごみ処理施設は月曜日から金曜日の平日稼働を想定しております。土曜日や本市が指定する日曜日、祝日にも粗大ごみの受入れを行っていただきますが、粗大ごみ処理施設の稼働範囲については、事業者において設定してください。
53	14	処理困難物等の貯留方法	「(c)処理困難物等：4t脱着装置付きコンテナ専用車」での搬出の計画に対し、処理困難物はP.117「3 搬出物貯留ヤード」にてヤード貯留方式となっております。以上より、処理困難物はヤード貯留とし、搬出車両が到来した際に都度、積込作業を行う（貴市御対応）、即ちコンテナ専用車用コンテナを当該ヤードに常備してのコンテナ入替による貯留／搬出ではない、という理解でよろしいでしょうか。	P169 に第4節 処理残渣等の貯留・搬出 2 新粗大ごみ処理施設から発生する資源物及び処理残渣（2）で受注者での積込としています。また、要求水準書（案）ではヤード貯留と記載していますが、搬出作業時間の短縮等に資するためにコンテナ貯留などの提案を妨げるものではありません。
54	14	スクラップの取り扱い	「(d)スクラップ」とありますが、要求水準書及び添付資料4の処理フローのいずれにもスクラップ排出の記載がありません。本箇所に記載されているスクラップとは、具体的にどのようなものを想定されているのか御教示願います。また、スクラップとして別途貯留ヤードが必要な場合は、計画搬入量並びに本貯留ヤードの設置場所を御教示願います。	スクラップについては、運営時のOH等の整備で発生した金属類等を想定しています。スクラップは貯留ヤードと一体的に整備して、貯留する提案を認めますが、搬出時には本施設で処理した鉄類と区分できるようにしてください。なお、発生量については事業者において試算ください。
55	14	粗大ごみのごみ質	不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの可燃物、不燃物、鉄、アルミ類の組成についてご教示ください。または、経験にもとづく事業者提案としてもよろしいでしょうか。	不燃性粗大と可燃性粗大別のごみ組成はありません。提示した粗大全体の組成を参考に搬入比、各ごみ質を事業者提案してください。
56	14	搬入出車両	スプリングコイルの内、ポケットコイル型の搬出形態については、マットレス内の不織布を含めてすべて解体し、スプリングのみとした搬出と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	15	破碎処理に伴い回収する金属類の品質基準	破碎処理に伴い回収する金属類の品質基準について、不燃性粗大ごみのみが対象であり、可燃性粗大ごみは対象外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	16	排水対策	工事中の生活排水について、合併浄化槽で処理した後の放流水は敷地外へ放流可能なものと考えてよろしいでしょうか。	環境アセスメントの関係上、詳細については実施設計時に別途協議とします。
59	16	排水対策 放流時期	「新焼却施設のプラント排水及び新粗大ごみ処理施設の排水、生活排水は排水処理設備で処理した後、同施設内で原則再利用する。焼却炉停止中に敷地外へ放流する場合は、排水処理後の処理水として放流する。」とありますが、外部放流が可能な時期は全休炉期間に加え、片炉休炉期間も含むという理解でよろしいでしょうか。	全炉休止のみとして設計してください。
60	17	建設工事中の騒音・振動の規制基準	「作業日：日曜日その他の休日でないこと」とありますが、『その他の休日』とは年末年始や夏季期間などを指していると考えてよろしいでしょうか。	年末年始、夏季期間及び祝日を含みます。
61	18	土壌汚染対策法	遵守する関係法令に「土壌汚染対策法」とありますが、土壌汚染に関する本工事範囲は以下のとおりと考えてよろしいでしょうか。 ①本工事に必要な追加の土壌汚染調査は本工事範囲とする。 ②本工事に必要な土壌汚染対策工事は本工事範囲とする。 ③形質変更時要届出区域の指定解除は必要ないものとする。	全てお見込みのとおりです。
62	18	土壌汚染対策法	要求水準書にて提示いただいた基準値超過の土壌汚染区画以外から土壌汚染が発見された場合、工期と費用は別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	18	土壌汚染対策法	要求水準書にて提示いただいた基準値超過の土壌汚染以外の土壌汚染物質が発見された場合、工期と費用は別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	18	土壌汚染対策法	添付資料2-2より、溶出基準超過の土壌汚染が確認されるため、掘削工事を行うには遮水壁が必要と考えられます。一方、添付資料2-1では有効な不透水層が確認できないため、遮水壁が設けられず、工事が成立しない可能性があります。鉛及び砒素溶出基準超過区画において、地下水位以深を掘削する場合、遮水壁は不要と考えてよろしいでしょうか。	施工方法については土壌汚染対策法やガイドラインに基づいてください。
65	18	土壌汚染対策法	土壌に関するダイオキシン調査について、要否は事業者では判断できず、見積金額に大きく影響しますため、見積条件をご提示願います。	土壌のダイオキシン調査は不要とします。
66	18	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法	当該法の対象となる事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（特定一般廃棄物、指定廃棄物等）は、本施設には搬入されないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、第3編第3章第6節にて記載されている、運営時の放射能濃度測定(排ガス、焼却灰、飛灰)も不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、放射能濃度測定（排ガス）は不要とし、放射濃度測定（焼却灰、飛灰）は、回数を削減予定です。要求水準書（案）を修正します。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
67	21	車両動線	「新焼却施設と粗大ごみ処理施設のプラットホームを共用（同一エリア）とする場合、プラント関係車両（委託・許可搬入車、処理残渣搬出車等）と自己搬入車の場内動線は分離するものとし、安全対策並びに渋滞緩和策を講ずること。」と記載があります。 場内動線を分離とは、自己搬入車とプラント関係車両で車線を分け、自己搬入車が待車中も、プラント関係車両が円滑に通行できることと理解してよろしいでしょうか。その場合、ランプウェイも2車線必要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ランプウェイの2車線化については、安全かつ効率的な動線確保の観点から必要に応じて検討ください。
68	23	特別高圧電力の引込み時期	特別高圧電力の引込み時期が令和14年6月1日予定となっていますが、この場合、受電後6か月後に引渡しとなります。P43に休業日は週休2日とあり、昨今の建築設備業界の状況からも、受電後6ヶ月で引渡しは困難と考えられます。そのため、最低でも7ヶ月確保するために5月1日、望ましくは4月1日に引込み時期を早めていただけますでしょうか。	現時点では引き込み時期を早めることはできません。また、現状電力会社と未契約のため詳細スケジュールも決定していないことから、可能性として引き込み時期が早まることも工期を伸ばすことも想定しております。
69	23	特別高圧電力の引込みについて	「特別高圧電力の引込みは令和14年6月1日」とは、受電日のことを指しているとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本市所掌の工事の進捗によっては前後する可能性もありますので、ご承知おきください。
70	23	試運転	「特別高圧電力の引込みは令和14年6月1日を予定している」とありますが、鉄塔等に係る建設工事計画（工事工程、仮設エリアを含む工事範囲等）及び電力会社との協議内容をご指示ください。	系統連系申込手続き開始前のため、提示できる資料はございません。
71	23	試運転	「特別高圧電力の引込みは令和14年6月1日を予定している」とありますが、事業者の責に帰さない事由により、予定時期から遅延した場合、当該遅延に起因する工期延長および追加費用については、貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	23	試運転	「新焼却施設は120日間程度」とありますが、事業者が性能を満足するための試運転期間（150～180日間程度を想定）を設定してもよろしいでしょうか。	認めます。ただし、現時点では受電時期の前倒しや竣工時期の変更は行いません。また、No. 68の回答も参照ください。
73	23	試運転	「実負荷運転90日間以上程度」とありますが、実負荷運転開始から引渡しまでを実負荷運転期間とし、この期間は休炉期間（点検・整備）も含めて90日間以上という理解でよろしいでしょうか。	認めます。ただし、ごみの受入開始後に整備事業者の都合によりごみの受入停止を行うことは想定していないため、その点も踏まえて計画ください。
74	27	緊急作動試験の全停電時間について	緊急作動試験の非常停電時間は、無停電電源装置の蓄電池容量の10分以内の想定でよろしいでしょうか。	非常停電時間は、停電・非発不起動時の無停電電源供給が正常であることを確認するまでですので、お見込みのとおり蓄電池の継続時間未満で行ってください。また、関連して停電時の自立運転の確認試験（引渡性能試験とは別途実施）も要求水準書（案）に追加します。
75	28	性能保証事項試験方法例 5 熱しゃく減量	熱しゃく減量の測定場所が灰冷却装置以降とありますが、灰冷却装置にて水冷された灰は水和物の影響を強く受けています。 燃焼管理による明確な未燃分を把握するために、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 P222」の要領に従い、水冷前（灰冷却装置入口の主灰シュート）にて測定させていただくことをお認めいただけないでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
76	29	焼却灰の熱しゃく減量	焼却灰の熱しゃく減量採取箇所が「灰冷却装置以降」となっていますが、灰冷却装置前の乾灰としてもよろしいでしょうか。	No. 75をご参照ください。
77	29	性能保証事項 焼却灰 熱しゃく減量	性能保証事項試験方法例において、焼却灰の熱しゃく減量の測定場所は「灰冷却装置以降で炉別」とありますが、灰冷却後の湿灰であれば水和物の影響を受けるため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」222頁より、熱しゃく減量の測定は灰冷却装置入口でサンプリングとしても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
78	30	温度計の校正について	温度計の校正は、工場出荷時の成績書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	30	性能保証事項 悪臭	「敷地境界 臭気濃度：10以下」とありますが、臭気指数の誤記ではないでしょうか。	仙台市悪臭対策指導要綱を用いているため、臭気濃度となります。
80	35	工事範囲外の工事について	工事範囲外として「電波障害対策工事」が記載されております。その他、実施方針および要求水準書（案）で記載された工事以外に、貴市にて建設工事期間中に予定されている工事概要・工程がございましたら、ご教示ください。	基本的に現在のところ想定しておりません。
81	40	許認可申請 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者	本項では建設請負事業者として電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を工事計画時より選任、受電時より現場常駐させるように記載がありますが、P154の本施設運営のための人員等において、(2)ボイラー・タービン主任技術者、(4)電気主任技術者は、本施設の建設段階から配置することとの記載がございます。P154の記載はP40の記載の復唱をしているのみで、建設期間中の各主任技術者は、建設に係るものであり、建設請負事業者が配置するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	40	所轄官庁との事前協議	技術提案書提出までの期間に所轄官庁への事前協議は可能でしょうか。	認めます。所轄官庁へ訪問の前後では本市までご連絡と情報共有をお願いいたします。また、本市、所轄官庁、事業者様の3者協議は契約後の詳細設計時を想定しております。
83	41	建築確認申請	「建築確認等に係る設計者及び工事監理者等は、建設請負事業者にて手配すること」とありますが、工事監理者の現地常駐は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	41	建築確認申請	「建築確認審査機関は、建設請負者にて選定するものとし…」とありますが、民間の審査機関を活用してよいものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	41	交通誘導員の配置期間について	「工事車両の入退門管理及び関係者以外の立入り禁止等のため、作業時間帯は、交通誘導員を着工から工事完了まで配置すること。」とありますが、工事関係車両の搬出入が終了した以降の試運転期間中の交通誘導員の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	42	作業日	「作業日は、原則として日曜、祝日を除き、降雨、降雪、猛暑その他の自然要因により、工事の安全又は品質の確保に支障を来すおそれがある日は、不稼働日とする。」とあります。 一方、第17節では、「本工事は「仙台市営繕工事における週休 2日工事実施要領（令和7 年10月1日改正）」及び「仙台市土木工事における週休 2日工事実施要領（令和7年10月6日改正）」の準用工事である。」とあります。 第17節の内容を正と考え、月～金の作業を原則とし、祝日のある週や、やむを得ない場合は土曜日も作業日とすると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
87	43	車両の出入り時刻について	「工事作業員の通勤用車両及び準備、片付け作業については、工事の前後 1 時間以内に車両の出入り及び作業を行うものとする。」とありますが、通行時間帯指定がある大型トレーラー・大型重機等の特殊車両は除くと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	43	工事作業時間	「工事作業時間は、原則として8時00分～17時00分とする。」とありますが、狭小敷地での楊重作業を考慮して1時間程度の早出・時差作業の発生を想定しておりますが、市様の承諾をいただくことは可能でしょうか。	認めます。
89	47	塗装、防食、防水	塗装回数に関するご指定はなく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。また、保温を施工する機器外面および製缶品、風道等ダクト類の内面については、保温施工や据付までの養生用と考え、錆止塗料1回とすることは可能でしょうか。	塗装回数については公共建築工事標準仕様書及び関係指針・基準等を遵守してください。
90	47	機器	「予備機を必要とするものは、交互運転を原則とする。」とありますが、水中ポンプについては、内1基については倉庫予備とさせていただけないでしょうか。	認められません。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
91	48	薬品タンクの容量	「各種薬品タンクは、通常の使用量に加え、災害等で薬品の供給が絶たれても1炉運転7日分以上の運転継続が可能な量を見込むこと」とありますが、 ①通常の使用量、というのは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 ②「1炉運転7日分」というのは「1炉運転基準ごみ7日分」を確保する、との理解でよろしいでしょうか。 ③薬品については災害対応を見込みますが、薬品の希釈などに用いるプラント用水は井戸から供給を継続するため水槽容量の余裕を見込む必要は無いものとしてよろしいでしょうか。	①施設規模を提案としておりますので、お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。
92	48	浸水対策	浸水対策完了とはどのような意味でしょうか。どのような動作をすることで完了と判断するか教示ください。	浸水警報時に止水板等の設置により施設内に浸水しない状態を意味します。
93	48	地震対策	「各種薬品タンクは、通常の使用量に加え、災害等で薬品の供給が絶たれても1炉運転7日分以上の運転継続が可能な量を見込むこと。」とありますが、各薬品の使用量については基準ごみ時定格運転時の使用量の7日分を見込むという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	48	一時的避難	「管理棟は一時的避難場所」との記載がありますが、浸水時、何人くらいの避難者を想定されていますか。 避難者のために、事業者で準備すべきものを想定されているものがあればご教示願います。 また、避難者は管理棟内に留まり工場棟には立ち入らない理解で良いでしょうか。 管理棟に災害用備蓄倉庫の想定がありませんが、備蓄倉庫及び災害用備蓄品は本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	・120人を想定しています。 ・事業者では、非常食、飲料水、防寒用具等を準備いただく想定をしています。添付資料6もご参照ください。 ・工場棟への立ち入りは想定しておりません。 ・管理棟に備蓄倉庫の想定をしていますので、添付資料6をご参照ください。 なお、上記は避難者用のため各事業主体（DBO事業者、本市（今泉工場、環境事業所、指定管理者等））は、それぞれで準備ください。
95	48	浸水対策	「現況地盤から3.0m未満の高さまで浸水する可能性がある」とあります。 一方、「添付資料5-2_想定浸水高さ」では、既設今泉工場の浸水高さは3m（標高6.46m）ですが、建設予定地での浸水ナビ最大浸水深さは2.62mと記載があります。 現況地盤標高[3.8]m+浸水ナビ最大浸水深さ[2.62]m＝標高6.42mを最大浸水高さと考えてよろしいでしょうか。	最大浸水高さは参考資料5－2赤枠内記載のとおり「標高6.5m」としてください。
96	48	その他	「交換部品重量が100 kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊フック、ホイスト及びホイストレールを設置すること。」とありますが、事業者提案とさせていただきますだけないでしょうか。	認めます。
97	48	その他	「保守点検及び運転に立ち入る部屋は、密閉構造とせず、出入口を2箇所以上設けること」とありますが、以下に該当する室については除外とさせていただけないでしょうか。 ①倉庫関係で入退出頻度が低い室 ②油圧装置室など比較的小さい機械室	①認めます。 ②認めます。
98	49	計量回数	「原則として、2回計量とし」とありますが、車両登録済みの委託収集車については、場内の車両通行を円滑化するために既設同様1回計量とさせていただけないでしょうか。	2回計量とします。
99	49	キャッシュレス決済	想定されている電子決済種別（QRコード、クレジットカード等）がございましたらご教示ください。	現在、クレジットカード決済, 電子マネー, QRコード決済を想定しております。
100	49	計量機	「積載台を地面から50～100 mm程度かさ上げし、雨水が同ビット部に入りにくくするとともに、基礎部ビットの排水対策を講ずること。」とあり、ビット型を指定されていますが、雨水流入のないビットレス型を提案してもよろしいでしょうか。	認めます。
101	49	ICカード	「本市（今泉・松森・葛岡）で使用しているICカードが利用できること。」とありますが、ICカードの規格（Tag-itやMifare、I-CODE SLI等）及びマスターデータ、メモリーマップ等の情報をご提供願います。	別添資料をご確認ください。
102	50	プラットフォーム	「幅員（有効）[]m：20m以上」とありますが、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	災害廃棄物等の大型車両による搬入を想定して20m以上としてください。
103	50	プラットフォーム	「床洗浄排水は集水桝によって夾雑物を除去した後、有機系排水処理設備へ送水すること。」と記載がありますが、事業者にて多数の実績を有するごみビットへの送水をお認めいただけないでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
104	51	ごみ投入扉	複数種類の車両検知装置を採用すると誤検知のリスクが高まる可能性があるため、事業者において実績のある1種類の車両検知装置を二重化して設置するシステム構成でご提案させていただけないでしょうか。	提案を認めます。 要求水準書（案）を修正します。
105	52	前処理切断機の要否	(4)①項の記載より、本機の処理対象物は通常、可燃性粗大ごみ用破碎機にて処理を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、本機の使用頻度は比較的低いことが想定されることから、定置式の切断機ではなく、重機のアタッチメント変更による対応や自走式破碎機を提案してもよろしいでしょうか。	前段の質問について、原則前処理切断機にて処理を行ってください。また、混雑時のバックアップなど効率的な施設運用の観点から柔軟な運用も可能なことを示したものです。 後段の質問について、定置式の代替としての提案は認めません。ただし、効率的な施設運用の観点から追加で提案することを妨げるものではありません。
106	52	前処理切断機的能力	能力：5t/5h未満とは、最大長さ2m程度までを許容し、かつ1時間あたりの処理量が1tonを超えない機種を選定する、との理解でよろしいでしょうか。 仮に1時間あたりの処理量が1tonを超える機種選定になっても問題はないでしょうか。	お見込みのとおりです。 機種については、5t/5h未満で提案してください。
107	52	ダンピングボックス	「容量は4 tパッカー車が搬入する程度を見込むこと。」とあります。容量は一般的な4 tパッカー車の容量である8m3とし、運用は4 tパッカー車内のごみをダンプしながらダンピングボックス上に展開できる計画とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、ダンピングボックス前に展開検査用の常設コンベア等設置する場合、コンベアで一時的にごみを滞留しておけるため、下流側のダンピングボックス自体の容量は必ずしも満杯8m³でなくても構いません。
108	52	ダンピングボックス	連動開閉扉付きとありますが、投入時以外のごみビットとの臭気の遮断ができるダンピングボックス形式である場合は、ダンピングボックス用のごみ投入扉は設置しないものとして考えてよろしいでしょうか。	認めます。
109	53	ごみビットの容量	ごみビットの容量は「[10,000]m3以上」と記載がありますが、ごみ比重および貯留日数を事業者にて設定することで容量を10,000m3未満にして提案することも可能という理解でよろしいでしょうか。なお、この場合に下限となる容量が具体的に設定されている場合はあわせてご提示ください。	要求水準書（案）のとおりです
110	53	ごみビット	敷地内での動線確保や建設費のコスト低減に配慮した計画とするため、下記の設計仕様にて2段ビットを採用してもよろしいでしょうか。 ＜奥行寸法＞ 受入側：バケット開寸法の1.0倍以上 貯留側：バケット開寸法の2.0倍以上 ＜有効容量＞ 受入側：プラットフォームレベルまで 貯留側：仕切り壁上端まで	2段ビットを採用する場合の有効容量については下記のとおりとします。 ＜有効容量＞ 受入側：プラットフォームからのごみ受入に必要な空間分を控除した高さまで。 貯留側：仕切り壁上端まで
111	53	ごみビット容量の算定	「プラットフォームからのごみ受け入れに必要な空間分を控除すること」とありますが、控除する空間の中は投入扉部分全幅、奥行はバケット開口巾程度とし、深さについてはプラットフォームレベルからシュート下端までの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	53	ごみビット	「必要に応じて仕切りを設けることができる。」とありますが、仕切りを設けた場合の各ビットの奥行きおよび容量算定レベルのご指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、容量算定レベルはNo.110を参考にしてください。
113	54	ごみクレーン	「電動機 ED% 連続」とありますが、実績に基づき、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
114	55	直接投入用搬送装置	「搬入された処理対象物を各炉投入ホッパへ直接投入するため、～ホッパスタージレベルまで搬送できること。」とあります。 「10 ごみ投入ホッパへの直接投入装置」の形式として、処理対象物を炉室内から専用シュートを用いて投入できる方式とする場合、直接投入用搬送装置で搬送するレベルとしては「ホッパスタージレベル」ではなく、炉室内の専用シュート設置レベルと理解してよろしいでしょうか。 また、上記理解が正しい場合、本装置を炉室内に設置するエレベータと兼用することをお認めいただけないでしょうか。	前段の質問はお見込みのとおりです。 後段の質問は安全面、衛生面の観点から炉室内エレベータとの兼用は認められません。
115	56	脱臭装置の容量	脱臭装置の容量は、ごみビット臭気が周辺に漏洩しないものとして事業者提案とするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	56	直接投入用搬送装置 ごみ投入ホッパへの直接投入装置	「9 直接投入用搬送装置」にて搬送した処理対象物をごみ投入ホッパへ安全に投入できる構造とすること」とあります。 本装置を炉室内から専用シュートを用いて投入できる方式とする場合、本装置をホッパーステージではなく炉室内に設置することも提案可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	57	脱臭剤噴霧装置	「（必要に応じて）」とありますが、敷地境界の臭気濃度を満足できる場合は設置しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、焼却施設および粗大ごみ処理施設のプラットホームが共用の場合は臭気の観点から設置を想定しております。
118	57	脱臭剤噴霧装置・消臭剤噴霧装置	必要に応じて設置する機器と理解しておりますが、設置する場合は、噴霧形式や噴霧場所は事業者提案とさせていただけないでしょうか。 必要な箇所にスポットで噴霧できる可搬式の採用を検討しております。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
119	58	給じん装置 能力	施設規模を300t/日未満にてご提案した場合は、その施設規模に準じた能力をご提案するものと理解してよろしいでしょうか。また、燃焼装置についても同様に考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	59	炉駆動用油圧装置	各炉1ユニットとありますが、油圧タンクは2炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることをお認めいただけないでしょうか。当社実績も多数保有しています。	認めます。ただし、本市の当初の想定は2炉運転の油圧装置トラブル時に両炉に影響が出ないよう「各炉1ユニット」と考えていたため、2炉運転時に油圧タンクの兼用および油圧ポンプの共通予備としたことによる弊害が出ないような設計としてください。
121	59	炉駆動用油圧装置	数量について「各炉1ユニット」とありますが、2炉分共通の油タンク1基と油圧ポンプを3台（常用：2台+予備：1台）を提案することは可能でしょうか。	No. 120をご参照ください。
122	60	バーナの燃料について	都市ガス及び液体燃料とありますが、基本は都市ガスのみを使用し、都市ガスの供給が遮断された場合に液体燃料のみを使用する運用を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「遮断された場合のみ」に限らず、液体燃料の使用が妥当と判断される場合の使用を妨げるものではございません（燃料腐敗防止のため燃料を使い切って入れ替える等）。
123	61	ボイラ本体	蒸気温度「400℃以上」とありますが、高質ごみ・基準ごみ時の条件として考えてよろしいでしょうか。低質ごみ時の場合は、安定した燃焼および発電を行うことを条件に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。
124	63	ボイラ給水ポンプ	LCC最適化および売電量最大化のため、数量を2基とさせていただけないでしょうか。1基にて、2炉運転時の最大容量を満足できる能力とし、交互運転する計画です。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
125	66	ボイラ水ブロー装置	「～にブロー量を自動制御すること。」とありますが、ボイラ缶水水質の常時監視と連続ブロー量の手動調整で水質維持管理可能と考えます。「ボイラ缶水の水質が適正な値となるように、ブロー量を調整できること。」等の解釈とさせていただけないでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
126	67	蒸気復水器 設計空気入口温度	蒸気復水器の設計空気入口温度は、要求水準書（案）4ページ 気象条件(1)気温 最高 35.8℃に準拠して設計する考えでよろしいでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。
127	67	蒸気復水器	入口圧力制御方式でご提案させていただけないでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
128	67	蒸気復水器	回転数制御方式でご提案させていただけないでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
129	67	蒸気復水器	「排気が再循環しない構造、配置とすること」とありますが、冬季の気象条件（2015年～2024年の平均で最低-5.2℃）を考慮し、排気を再循環可能な計画としてもよろしいでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
130	68	純水タンク	主要材質「SUS」とありますが、材質の条件は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。材質を指定しないよう要求水準書（案）を修正します。
131	70	噴射水槽	「雑用空気圧縮機と兼用することができる。」とありますが、「17.5 減温用空気圧縮機」に適用される内容と考えます。	要求水準書（案）を修正します。
132	71	薬剤サイロ 容量	「容量は、通常の使用量に加え、災害等で薬剤の供給が絶たれても1炉運転7日分以上の運転継続が可能なこと。」とありますが、1炉7日分以上とは基準ごみ時という理解でよろしいでしょうか。また、ダイオキシン類除去装置や水銀除去装置についても同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
133	73	エネルギー回収率	「場外熱利用を除いてエネルギー回収率が22%以上となるよう計画」とありますが、場外熱利用（今泉温水プールへの余熱供給）が無い場合のタービン定格発電量を用いて算出されるエネルギー回収率が22%以上、との理解でよろしいでしょうか。	エネルギー回収率については、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に則り、発電効率と熱利用率（ただし、場外熱利用は含まない）にて算出してください。
134	73	エネルギー回収率	「場外熱利用を除いてエネルギー回収率22%以上となるよう計画しなければならない」という記載は、場外熱利用不使用時のエネルギー回収率の要求水準を示すものと考えてよろしいでしょうか。	場外熱利用を通常稼働している状態で、場外熱利用施設にて回収したエネルギー量は計上せず、発電量及び場内熱利用のみでエネルギー回収率22%を達成できるように設計してください。
135	73	蒸気タービン本体	ターニング装置以外にも、タービン排気弁、ペーパーファン等の停電時に連続給電を要求しない機器については、無停電電源装置からの給電対象外とすることをご提案させていただけないでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
136	73	エネルギー回収率	施設規模を300t/日未満にて提案する場合は、提案する施設規模における循環型社会形成推進交付金の交付要件に準じたエネルギー回収率を満足するという理解でよろしいでしょうか。例えば、施設規模250t/日にて提案した場合は、場外熱利用を除いてエネルギー回収率が20.5%以上になるよう計画すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	73	エネルギー回収率	入熱量「9,770[kJ/kg]×307[t/日]÷24≒125,000[MJ/h]」とありますが、計画ごみ質の基準ごみ低位発熱量 9,800[kJ/kg]を用いた場合、入熱量は125,400[MJ/h]となります。基準ごみ時の低位発熱量はどちらを正と考えればよろしいでしょうか。また、施設規模を変更する場合は、計算式の307[t/日]も変更するとの理解でよろしいでしょうか。	入熱量は9,800[kJ/kg]×307[t/日]÷24≒125,400[MJ/h]：基準ごみ2炉定格運転としてください。施設規模を変更する場合はご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
138	74	場外熱利用用温水発生装置	本装置については、運営開始後本施設が全休炉で供給できない場合については、場外施設に供給しないで良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	75	二次燃焼用送風機について	燃焼性能を満足できるのであれば、押込送風機にその分の機能を含め押込送風機と兼用してもよろしいでしょうか。	認めます。 要求水準書（案）を修正します。
140	77	煙道（排ガスダクト）	「伸縮継手はインナーガイド付きとし、ガスの漏洩がないこと。」とありますが、集じん装置後等で耐久性を確保できる場合、インナーガイド無しとする提案をしてもよろしいでしょうか。	認めます。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
141	77	煙道（排ガスダクト）	「将来的な CCU 関連施設の追加導入を視野に、導入時の改修が容易となるように予め分岐が可能な構造や配置として設計すること。」とありますが、分岐が可能な構造や配置との記載につきまして、煙道にて具備する仕様があらかじめ分かりましたらご教示願います。例えば、誘引送風機後の煙道にノズル(100A+閉止フランジ)を2箇所程度設置することを想定しておりますが、本仕様で問題ないでしょうか。	現在想定の様様はございません。ただし、事業敷地の北側（現既設工場）へ分岐可能な配置計画および将来に改造が容易となるよう排ガス量に見合った煙道として設計してください。
142	77	煙突外筒について	外筒の設置について、可否を含めて事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	煙突外筒は設置願います。
143	78	落じん灰搬出コンベヤ	「ドラム缶等に搬送できない場合には、灰冷却装置へ切替搬送できること。」とあります。ドラム缶搬送できない場合、灰冷却装置を介さずに適切に灰ビットへ搬送できる計画としてよろしいでしょうか。	提案を認めません。
144	78	主灰搬出コンベヤ	「主要薬剤」とありますが、「主要材質」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
145	79	飛灰固化物ピットの容量	飛灰固化物ピットの容量について、2炉基準ごみ7日分以上とありますが、飛灰貯留槽と合わせた容量としてよろしいでしょうか。	飛灰の貯留場所としては飛灰貯留槽＋飛灰固化物ピットですが、貯留日数としては、1炉基準ごみ7日分以上を貯留できる容量としてください。また、要求水準書（案）を修正します。ただし、本市の実績では、最大で6日間搬出ができない場合があります。
146	79	灰ピット 容量	容量について「2炉基準ごみ7日分以上」とありますが、薬品貯槽と同様に1炉基準ごみ7日分以上とさせていただけないでしょうか。	認めます。
147	79	灰ピット	「灰ピットは底面に十分な排水勾配をとること。」とあります。灰ピットのうち飛灰固化物の貯留ピットについては、飛灰に添加する水分量を適切に管理することで、排水が発生する可能性は非常に小さいと考えます。従いまして、配置合理性の観点から排水勾配をとる対象としては、主灰を貯留するピットのみとさせていただけないでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
148	79	灰ピット	「飛灰固化物：2炉基準ごみ7日分以上」とありますが、飛灰貯留槽と合わせて2炉基準ごみ7日分以上とすることは可能でしょうか。	No. 145, 146をご参照ください。
149	79	灰クレーン	操作方式の記載がありませんが遠隔手動、半自動と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
150	80	定量供給装置 形式	形式として「定量テーブルフィーダ式」をご指定いただいておりますが、飛灰貯留槽の切り出し装置として多数の導入実績があり、信頼性の高い「スクリーューフィーダ式」の採用をお認めいただけないでしょうか。	認めます。要求水準書（案）の修正をします。
151	82	基本仕様	「生活用高置水槽」および「プラント用高置水槽」とありますが、設置の可否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	必要に応じて設置するものであるため、認めます。
152	83	水槽類の容量	「災害等で上水の供給が断たれた場合においても1炉運転で7日程度以上は運転を継続できること」とありますが、上水については水槽類の容量は、1炉運転「基準ごみ」7日分の容量を確保した上で、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	83	水槽類 設計基準	「現況地盤から 3.0m未満の高さに設置する場合、必要に応じて浸水対策（躯体固定・局所嵩上げ）を講ずること。」とありますが、工場棟内に設置する場合、工場棟側で止水対策を取っている場合には、水槽ごとの個別の対策は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。ただし、水槽ごとの個別対策の提案を妨げるものではありません。
154	83	水槽類 設計基準	「⑤現況地盤から3.0m未満の高さに設置する場合、必要に応じて浸水対策（躯体固定・局所嵩上げ）を講ずること。」とありますが、止水板等の建具で工場棟自体の浸水対策を行う場合、局所嵩上げは不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	84	プラント排水処理装置	「プラント排水の処理については、～有機系排水処理及び無機系排水処理を計画する。」とあります。生活排水は合併浄化槽にて処理するなど、事業者にて適切な排水処理系統を構築し、本施設の排水基準値を遵守することを前提に、有機系排水処理の設置有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認められません。No. 39の回答も参考にしてください。
156	84	ごみピット汚水槽	「数量1基」とありますが、汚水はごみに浸透させ攪拌することを前提として、非設置とさせていただけないでしょうか。その場合、ごみピット汚水返送ポンプについても併せて非設置とさせていただけないでしょうか。	認めます。ただし、ごみピット高さが低い場合のごみ含水増加による燃焼状態、発電量への悪影響、ごみピット底のごみ汚水滞留並びにピット火災後の消火散水の処理（汲み上げ）方法を懸念しているため、十分な説明及び提案を求めます。
157	84	ごみピット汚水返送ポンプ	「2基:交互運転」とありますが、内1基については倉庫予備とさせていただけないでしょうか。	認められません。
158	85	槽類	有機系原水槽と無機系原水槽の記載がありますが、水質を検討した上で有機系、無機系を分ける必要がない場合は、統一して原水槽として計画することを提案させていただけないでしょうか。	認められません。
159	87	温水プールの非常用電源	温水プール施設に非常用発電機を備えていない場合、本施設の非常用発電機から給電が必要な保安負荷の容量をご提示いただけないでしょうか。また、この保安負荷を選択遮断の対象とすることはできないとの認識でよろしいでしょうか。	非常用発電機から温水プールに電力供給を行うことを想定しておりません。また、後段の質問はお見込みのとおりです。
160	87	電気盤構造について	屋外設置の現場操作盤はアルミダイキャスト製を提案してもよろしいでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
161	87	基本方針	自立運転をできることを条件に、選択負荷遮断に限らず事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。
162	87	基本方針	商用電源から遮断された場合における自立運転時について、新粗大ごみ処理施設及び外部施設は給電先から除外されると理解してよろしいでしょうか。	基本的に自立運転時においては、粗大ごみ処理施設、外部余熱利用施設への給電を行うものとして計画してください。ただし、発電量が少ない場合においては選択負荷遮断を認めます。
163	87	基本方針	特高受変電設備の計画のため、電力会社と協議した事項（電力引込接続方法、電力側の所要工期等）があればご共有願います。	系統連系申込手続き開始前のため、提示できる資料はございません。
164	87	基本方針	試運転期間中は既設工場と新設工場で各々受電することになり、一時的に2受電となりますが、電力会社とは確認済みで問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	87	基本計画	温水プールへの電力供給に関する工事計画のため、次の事項について確認させてください。 ①温水プール側との電力関係の取合点は「02-添付資料3_ユーティリティ取合い点及び温水配管取合点」に記載されている温水配管取合点と同一との理解でよろしいでしょうか。 ②上記の理解が正しい場合、新設工場から取合い点までのルートにおいて既設工場の敷地を通過することとなります。その場合の計画されている電路種別（FEP等の埋設orケーブルトレイ等の架空）及び電路ルートをご教示ください。 ③ケーブル敷設工事(新工場～温水プール)及び敷設工事後の各種試験（耐圧試験等）は本工事範囲外の理解でよろしいでしょうか。	①電気の取合い点については新工場内の今泉運動場温水プール用遮断器2次側とします。ただし、敷地境界の温水配管取合点から工場までの配管及び工場内の配管経路についてを工事範囲としてください。 ②新工場内から温水プールまでの配管経路は本工事範囲です。電路種別及び経路については事業者の提案とします。 ③お見込みのとおりです。
166	87	基本方針	特別高圧ケーブルは添付資料3の位置で地中引込との理解でよろしいでしょうか。また、本ケーブルは東北電力所掌にて特別高圧受電設備まで施工されるとの理解でよろしいでしょうか。	現在の想定は架空での引込で検討しております。ケーブルの施工については、電力会社との協議による。
167	87	基本方針	温水プール給電ケーブルは6.6kV、1回線で市様所掌にて施工されるとの理解でよろしいでしょうか。また、必要な容量をご教示願います。	お見込みのとおりです。容量は要求水準書に記載のとおりです。
168	88	特別高圧受電設備	特別高圧絶縁が確実にできることを条件にガス絶縁以外の方式も認めていただけないでしょうか。	認めます。ただし、油入変圧器の場合は防火・漏洩対策を講じてください。
169	89	高圧進相コンデンサ	低圧側で力率改善を行ない、配電用変圧器の損失を低減する目的で、進相コンデンサを低圧で提案してもよろしいでしょうか。	認めます。
170	89	高圧配電盤の構成について	高圧配電盤の(b)動力変圧器一次盤、(c)照明変圧器一次盤は、4.4高圧変圧器の構成と対応させた構成で提案してもよろしいでしょうか。	認めます。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
171	91	出力制御機能付PCS等	本設備はノンファーム型接続に伴う出力制御への対応を目的とした設備との理解でよろしいでしょうか。蒸気タービン発電機による売電設備でありPCSを設置しないことから、一般送配電事業者からの出力制限指令を受信し、必要な出力制御を実施できることを条件に、出力制御設備の構成は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本設備はノンファーム型接続による接続を想定した仕様を明記しています。系統混雑時において発電設備等を出力制御することを前提に出力制御機器（通信装置含む）を導入してください。
172	92	非常用照明	建築設備の非常用照明は、非常時は個別の照明の持つ蓄電池による点灯を提案してもよろしいでしょうか。	認めます。
173	93	回転数制御盤の高調波電流の抑制対策について	高調波対策は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針（JEA G 9702）」に従った結果、必要に応じて対策を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	95	計装監視機能	電流値監視の対象電動機は、全数ではなく、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	認めます。
175	96	計装監視機能	自立運転をできることを条件に、選択負荷遮断に限らず事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。
176	96	建築設備関係運転制御	建築設備関係の計装制御についてはプラント機器の計装制御設備とは分離し、建築設備単独の設備として宜しいでしょうか。	認めます。
177	97	計装リスト	計装リスト表を技術提案書に記載することとありますが、設計仕様書および計装フローシートで代用とさせていただきませんかでしょうか。	設計仕様書及び計装フローシートで代用することを認めます。要求水準書（案）を修正します。
178	98	一酸化炭素濃度	「※2：1時間移動平均値出力可能であること」とありますが、4時間移動平均は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
179	98	酸素濃度	「※1：標準酸素濃度換算出力可能であること」とありますが、誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
180	99	カメラ設置場所	ボイドラム液面計のケースは水冷とありますが、設置環境上問題無ければ実績のある防じんケースを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）にて「カメラ設置場所（例）」としておりますので、認めます。
181	99	カメラ設置場所の備考	プラットホーム等の備考で回転雲台付と記載がありますが、設置環境に合わせてカメラ一体型のドーム型カメラでもよろしいでしょうか。	認めます。
182	99	大会議室（管理棟）のプロジェクタ	このプロジェクタはP102 説明用映像操作端末のプロジェクタと同一と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	100	建築設備用のオペレーターズコンソール	建築設備は専用のオペレーターズコンソールを中央制御室に設置することを提案してもよろしいでしょうか。	認めます。
184	100	受変電・発電用PCS	受変電・発電用PCSは、共通設備用PCSと共用してもよろしいでしょうか。	認めます。
185	100	制御装置（中央）	各種中央監視盤と同等の機能を有することを条件に、オペレーターコンソールへの機能集約・兼用を提案してもよろしいでしょうか。	認めます。
186	100	設計基準	「ITVカメラのON-OFFに連動させて投光器のON-OFFを行うこと。」とありますが、通常カメラは、24時間電源ONの状態ですので、投光器はカメラ電源と連動せず、個別に電源操作を行うこととしてもよろしいでしょうか。	認めます。
187	100	中央監視盤	形式は鋼板製屋内自立型とありますが、大型ディスプレイを設置してオペレーターズコンソールの画面を表示する等、大型ディスプレイで中央監視盤の機能を構築する提案としてもよろしいでしょうか。	認めます。
188	100	オペレーターズコンソール	オペレーターズコンソールについて建築設備兼用とありますが、建築設備用のオペレーターズコンソールは専用に設置して、必要な機器の監視をプラント設備のオペレーターズコンソールで行えるように計画してもよろしいでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
189	100	プロセスコントロールステーション	受変電・発電用PCSは、機能上問題ないことを前提に、共通設備用PCSと兼用する提案としてもよろしいでしょうか。	認めます。
190	100	中央監視盤	「中央監視盤（必要な盤を設置）」とありますが、オペレータコンソールに表示させることで、中央監視盤は省略してもよろしいでしょうか。	認めます。
191	100	オペレータズコンソール	「…、建築設備兼用」とありますが、建築設備関係の運転制御は建築電気設備用として別途監視制御盤にて行い、DCSではプラント運転に係わる建築設備限定の運転監視制御でよろしいでしょうか。	認めます。
192	102	説明用映像操作端末	大会議室におけるモニターおよび映像操作端末に加えて、投影する施設等の概要に関する映像も建設事業者にて作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。第2編第1章第11節6完成図書の（15）（16）に明記しております。
193	104	スプリングマットレス	搬入されるスプリングマットレスについて、マットレス解体業務に係る人員を検討するため、過去3年程度の年間搬入枚数および日別搬入枚数の実績をご提示願います。あわせて形式別（スプリング形式およびポケットコイル形式）の搬入実績をご提示願います。	昨年度実績：10,682枚（直接搬入3,796枚+後方輸送6,886枚） 形式別の搬入実績は把握しておりません。
194	105	プラットホーム出入口扉	「数量：入口1基、出口1基」とありますが、新焼却施設とプラットホームを共用する場合、共通で入口1基、出口1基と解釈すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	107	一次選別物貯留ヤードの各貯留物の搬入量	本ヤード面積の検討のため、スプリング入りマットレス、家庭ごみ(可燃ごみ)、処理困難物の計画搬入量を御教示願います。	スプリングマットレス：10,682枚/年（今泉工場3,796枚+後方輸送6,886枚） 家庭ごみ：マットレス解体後の布類（10,000枚/年×30kg/枚×布類重量10% = 30,000kg/年） + 粗大ごみと混載で搬入した家庭ごみ 処理困難物：6 t/年
196	107	粗大ごみ貯留ヤード	貯留容量として[1]日分程度以上のご指定をいただいています。粗大ごみ貯留ヤードを粗大ごみ受入ヤードおよび粗大ごみ選別ヤードと兼用する場合、それらの作業スペースを除いた貯留部分で1日分以上を用意するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	107	一次選別物貯留ヤード	表中に「処理困難物」の記載がありますが、106頁の「4 粗大ごみ選別ヤード」では「処理困難物は搬出設備の貯留ヤードに搬送できること。」という記載があり、一次選別物貯留ヤードへの搬送・貯留は不要と考えます。106頁の「4 粗大ごみ選別ヤード」の記載と本項での記載のどちらが正でしょうか。	要求水準書（案）「4 粗大ごみ選別ヤード」「6 一次選別物貯留ヤード」の記載を修正します。
198	110	可燃性粗大ごみ破砕機から合流するバイパスライン	可燃性粗大ごみ破砕機から不燃性粗大ごみ受入れコンベヤへの合流のご要求ですが、添付資料4「粗大ごみ処理基本フロー」に基づき、可燃性粗大ごみの破砕物はごみピットへ直接搬送とし、本合流系統は非設置としてもよろしいでしょうか。	基本的には可燃性粗大ごみ破砕機で処理した残渣についてはごみピットへ搬送する考えですが、不燃性粗大ごみの中に粗破砕が必要なごみがある場合には可燃性粗大ごみ破砕機ラインを用いての粗破砕できるよう、バイパスライン（可燃性粗大ラインのいずれか1系統）の設置を想定しております（不燃性粗大ごみラインに低速回転破砕機を設置する場合はバイパスは必要ありません）。
199	110	ホッパ容量	4tダンプ1台分以上のご指定をいただいています。土間選別を実施するため、ダンプ車から直接投入はいたしません。ホッパ容量は受入れ寸法などを考慮した事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認めます。要求水準書（案）の「4tダンプ1台分以上」を削除します。
200	110	不燃性粗大ごみ受入コンベヤ	「可燃性粗大ごみ破砕機から合流するバイパスラインを設けること」とありますが、具体的な設置目的をご教示いただけないでしょうか。 本ラインを設ける場合、不燃系ライン+可燃系ラインの処理能力が必要となり、過大な設備となります。貴市の意図・目的に対し、他のシステム構成や運用で同等以上の機能を確保できる場合は、本ラインの設置を「事業者提案（任意）」とすることをお認めいただけないでしょうか。	可燃性粗大ごみ破砕機から合流するバイパスラインは、可燃破砕機のトラブルや、可燃ラインに混入した不燃物対策であって、常用することは想定しておりません。あくまで不燃用破砕機の能力の中で運用を想定しており本バイパスラインの設置に伴い、不燃系ラインの処理能力に加えて可燃系ラインの処理能力を上乗せして確保することは求めません。また、要求水準書に「必要に応じて」と追記します。
201	111	可燃性粗大ごみ処理系統	施設規模「25t/5h x 2」について、P.111「可燃性粗大ごみ用破砕機」の数量は[2]基となっていることから、破砕機数量を[1]基として「50t/5h x 1」とする提案をしてもよろしいでしょうか。	本市として1基のトラブル時の処理が不可となることは避けるため、2基としてご検討ください。
202	113	高速回転破砕機	異物排出機能とありますが、高速回転破砕機では自動排出機能を設けることはできないため、除外させていただくことは可能でしょうか。	本機構は、鋼塊、モータ、コンプレッサー等の塊状で比較的比重の大きい異物を除去することを目的として想定しています。なお、当該異物を後段選別工程へ流入させること、又は破砕処理することにより、高速回転破砕機の摩耗・損傷その他の性能に支障を生じないことを実施設計時の協議において明らかにできる場合は、本機能を設けない提案としても差し支えありません。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
203	117	搬出物貯留ヤードの各貯留物の搬入量	本ヤード面積の検討のため、スプリング入りマットレス、処理困難物の計画搬入量を御教示願います。	マットレス：スプリングマットレス：10,682枚/年 処理困難物：6 t/年
204	117	搬出物貯留ヤード	搬出物貯留ヤードについて、各搬出物(スプリング入りマットレス、処理不適物等)の回収頻度をご教示願います。	スプリングマットレス：2回/月 処理困難物：6回/年
205	117	搬出物貯留ヤード	搬出物貯留ヤードの保管ごみそれぞれの荷姿について、指定があれば、ご教示いただけないでしょうか。	荷姿指定はありません。
206	117	資源物保管ヤード	管理棟もしくは工場棟内、建屋内で屋外との扉において施錠が可能な場合、保管倉庫それぞれを設けず、保管ヤードとしてエリアを確保することも可能でしょうか。	認めます。
207	117	資源物保管ヤード	資源物保管ヤードの設置位置検討のため、以下をご教示ください。 ・各保管庫への1日あたりの搬入台数 ・搬出頻度 ・搬入、搬出方法（手おろし、重機を使用など）	①事業系紙類回収庫 ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：月曜日～金曜日の9時～16時30分で随時 午後が多い ・搬入、搬出方法：手おろし ②市民配布用肥料倉庫 ・搬入台数：月2回程度 ・搬出頻度：随時（市民・職員） ・搬入方法：フォークリフト 搬出方法：手積み込み ③資源回収庫 ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：週1回（毎週水曜日）午前頻度が多い ・搬入、搬出方法：手おろし、手積み込み ④小型家電・ピックアップ家電保管庫 ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：月1回程度 午前が多い ・搬入方法：手おろし、搬出方法：ユニック ⑤不燃物保管庫 ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：随時のためカウントしていません ・搬入、搬出方法：手おろし、手積み込み ⑥有害物保管庫（薬品等） ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：年数回 ・搬入、搬出方法：手おろし、手積み込み ⑦その他保管庫 ・搬入台数：随時のためカウントしていません ・搬出頻度：月1回程度 ・搬入、搬出方法：手おろし、手積み込み
208	117	資源物保管ヤード	資源物保管ヤードの保管ごみそれぞれの荷姿について、指定があれば、ご教示いただけないでしょうか。	下記は排出事業者および市民搬入するもの ①事業系紙類回収庫：紙類を束ねて紐で縛った状態 ②市民配布用肥料倉庫：杜のめぐみ（15kg/袋） ③資源回収庫：段ボール、紙は束ねて紐で縛った状態、布は袋等 もしくは資源物のまま ④小型家電・ピックアップ家電保管庫：コンテナ等 ⑤不燃物保管庫：コンテナ等 ⑥有害物保管庫（薬品等）：容器等 ⑦その他保管庫：廃棄物のまま、コンテナ等
209	117	資源物保管ヤード	「③可燃ごみ、粗大ごみ搬入車両との入場口を分けること。」 「④事業系紙類回収庫、市民配布用肥料倉庫と資源回収庫には排出事業者又は市民の搬入があるため、他の保管庫とは動線を分けること。」とありますが、③④どちらも満たすことが配置上困難であるため、市民が安全に荷下ろしできることを前提として、事業系紙類回収庫・市民配布用肥料倉庫・資源回収庫と他の保管庫への搬入出動線を共用することをお認めいただけないでしょうか。	提案を認めます。 要求水準書（案）を修正します。
210	117	資源物保管ヤード	資源物保管ヤードの浸水対策は不要としてよろしいでしょうか。	設置場所に依りますが、個別で浸水対策は不要です。
211	118	資源物保管ヤードの構造	本ヤードは屋根付き・施錠可能な扉付の倉庫とし、普通自動車等又は4t平ボディが入退場可能なように計画すること（＝倉庫内に車両が進入する）、とありますが、本ヤードを外周道路に面した屋根付き・施錠可能な扉及びシャッター付のヤードとし、搬入/搬出車両は外周道路上で荷下ろし/荷積みをすることで計画してもよろしいでしょうか。	敷地外の外周道路上で荷下ろし等をするとは認められません。構内道路上で荷下ろし等を行うことについては、十分な作業スペース及び待車場所が確保できること、渋滞対策がなされていること等を踏まえて認めます。
212	118	資源物保管ヤード	「事業系紙類回収庫、市民配布用肥料倉庫と資源回収庫には排出事業者又は市民の搬入があるため、他の保管庫とは動線を分けること。」とありますが、市民の搬入を別の場所で一括で行う場合、動線を分ける必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、資源物保管ヤードについて、下記は排出事業者又は市民の搬入および引き取りがあります。 ・事業系紙類回収庫（月から金の9:00～16:30） ・市民配布用肥料倉庫（月から金の9:00～16:30） ・資源回収庫 一方、他保管庫について、若林環境事業所の直営車にて回収した臨時ごみ（多量ごみ、引っ越しごみ等）を保管するものであり、これらを踏まえた動線を計画してください。
213	122	低圧動力制御盤	「コントロールセンター方式又はこれと同等以上の機能を有するものとし、2鋼板製屋内閉鎖垂直自立型とすること」とありますが、拡張性が高い“鋼板製自立閉鎖型電磁集合盤”もこの記載の内容を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
214	124	屋外配管	屋外配管について、厚鋼電線管との記載がありますが、屋内については薄鋼電線管(ネジ無し)でもよろしいでしょうか。	電気設備の施工等は、電気事業法等の関係法令に適合するものを選定ください。
215	125	データ処理機能	「ごみ処理量データ（ごみ種別）」とありますが、ごみクレーンを採用しない場合は、本データは除外されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	126	計装機器	新粗大ごみ処理施設で使用しない計装機能（流量・流速・開度等）の設置有無については、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	認めます。
217	126	計装機器	カメラ設置場所について、備考欄に「電動雲台付」とありますが、回転速度が速いドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）にて「カメラ設置場所（例）」としておりますので、認めます。
218	126	計装機器	「ITVカメラのON-OFFに連動させて投光器のON-OFFを行うこと」と記載がありますが、現状のITVカメラには録画するカメラもございます。通常、24時間カメラを作動させたままで、ITVカメラのON-OFFは行わないことから、ITV用投光器のON-OFFスイッチは設置し、ITVカメラのON-OFFスイッチは設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	認めます。また、要求水準書（案）を修正します。
219	126	一般計装センサー	流量計、流速計、開度計等について、粗大ごみ処理施設にて必ずしも必要でないセンサーは、設置不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書（案）を修正します。
220	127	工事範囲	「地下埋設物撤去（本市と協議のうえ撤去となった場合に限る）」とありますが、当該撤去物は、予期できない地下埋設物を示すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
221	127	建設用地	添付資料1「建設用地・敷地概略寸法」敷地南側道路からの既設スロープについて、コンクリート傾斜路、ガードレール共（存置）とあります。撤去が必要な場合は事業者所掌でしょうか。 また、撤去後は周辺と同様の法面形成を行うと考えてよろしいでしょうか。 撤去が発注者の場合、河川法面の復旧を含むと考えてよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおり。 また、以降の後段は仙台河川国道事務所との河川協議の結果によります。
222	128	掘削工事	「再利用できない発生土は、本市と協議の上、石積埋立処分場や別の本市が発注する工事等によって場外処分する」とありますが、汚染土を場外処分してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく区域指定を受けた区画から発生する土壌（汚染土）については汚染土壌処理許可施設で処理する場合のみ可能です。（石積埋立処分場は汚染土壌処理許可施設ではありません。）

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
223	128	掘削工事	「発生土については、可能な限り場内で再利用し、再利用できない発生土は、本市と協議の上、石積埋立処分場や別の本市が発注する工事等によって場外処分する」とありますが、「石積埋立処分場や別の本市が発注する工事等」の位置または本敷地からの距離をご提示願います。	「別の本市が発注する工事等」については、現時点で提示できるものではないため、コブリスプラス等を用いて事業者にて調整ください。
224	128	地下埋設物	「建設用地内において他に、本市が示した書類内容から通常予見不可能な地下埋設物が発見された場合、本市と協議のうえ対応する」とありますが、「本市が示した書類」は入札公告時にご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	解体工事開始が令和9年6月以降予定のため、入札公告時には提示できません。
225	128	地下埋設物	本工事に影響しない地中埋設物の撤去は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
226	128	地下埋設物	工事範囲内のアスファルト舗装について、別途発注の解体工事にて撤去されない範囲があれば図示にてご提示願います。	別添資料の図面を参照願います。基本的には事業敷地内の埋設物は撤去しますが、フェンス、外構（RC塀）、車路（ガードレール含む。）、樹木、No.2・3井戸については存置予定です。
227	128	地下埋設物	工事範囲内のアスファルト舗装が別途発注の解体工事にて撤去される場合、基準値超過の土壤汚染範囲はシート養生して引き渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	アスファルト舗装は存置しますが、解体後の裸地部分で基準値超過が確認された場合はその範囲はシート養生して引き渡しとします。
228	128	地下埋設物	工事範囲内の外構構造物（フェンス、擁壁、縁石、排水溝、排水会所、埋設配管）について、別途発注の解体工事にて残置され、本工事範囲となるものを図示にてご教示願います。	別添資料に図面を提示します。基本的には事業敷地内の埋設物は撤去しますが、フェンスや外構（RC塀）、構内道路については残地予定です。
229	128	掘削工事	「再利用できない発生土は、本市と協議の上、石積埋立処分場や別の本市が発注する工事等によって場外処分」とありますが、貴市工事現場への土質受入れ基準をご指示ください。 再利用できない発生土について、石積埋立処分場や貴市が発注する工事等の場外処分費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	「別の本市が発注する工事等」は施工調整により都度実施するため、現時点では提示できません。 汚染土ではない再利用できない発生土の場外処分費用は事業者負担とします。
230	128	撤去工事の工程について	貴市にて別発注する建設用地内の撤去工事の完了時期及び建設工事事業者の準備工事着工可能時期をご提示いただけないでしょうか。	本市発注の解体工事は2027年12月までには完了します。
231	128	地下埋設物の発見後の工程について	「建設用地内において他に、本市が示した書類内容から通常予見不可能な地下埋設物が発見された場合、本市と協議のうえ対応する。運搬及び処理にかかる費用は本市の負担とし、その処理方法については本市と建設請負事業者の協議とする。」とありますが、工期についても同様に協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	128	地下埋設物	「…本市が示した書類内容から通常予見不可能な地下埋設物が発見された場合、本市と協議のうえ対応する。 運搬及び処理にかかる費用は本市の負担とし、その処理方法については本市と建設請負事業者の協議とする。」とありますが、協議については、解体工事に関する費用及び工期についても含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	129	車両動線計画	「自己搬入車においては、ごみの種類が混載で搬入された場合においても 2回計量とすること。」とありますが、混載で搬入された際の処理手数料の計算方法をご教示願います。	スプリングマットレスを除き、焼却施設及び破砕施設への搬入については、混載時も処理手数料の計算方法は変わりません。
234	129	工場棟の見学設備・パネル展示	管理棟の環境啓発設備は貴市が別途発注、工場棟の見学設備は事業者提案という認識でお間違いないでしょうか。 「管理棟環境啓発施設の環境啓発設備の内容に合わせ説明内容を容易に変更できる」とは、どの程度の頻度・時期、変更範囲を想定されていますか。 また、ハードウェアの変更は伴わず、ソフトウェアの見直しで出来る範囲という理解でよろしいでしょうか。	管理棟については、お見込みのとおりです。 工場棟については、プラント（ごみ処理や技術的な説明に係るもの）に係る展示や動線、配置計画は全て事業者所掌です。ただし、プラント以外の展示に係るパネル設置等のハード面は事業者所掌、パネル内容等のソフト面は本市所掌となります。 また、内容の更新については原則としてハードウェアの変更は伴わず、ソフトウェアの見直しを想定しておりますが、その頻度や時期、変更範囲については社会情勢や時代の変化に合わせて対応いただくことを想定しているため、現時点では決定しておりません。
235	129	工場棟の見学設備・パネル展示	「パネル展示（デジタルサイネージ・プロジェクションマッピング等）を基本とすること。」との記載がありますが、デジタルサイネージ等の機能的なディスプレイ型の展示とプロジェクションマッピング等を用いた演出・装飾性の高い展示では、想定される展示内容や必要となる設備・施工等の範囲が異なり、結果として費用規模にも大きな差が生じる恐れがあります。つきましては、本記載において想定されている展示の仕様、求められる演出の程度をご教示いただけないでしょうか。	工場棟での環境学習のメインとして、プラント設備（焼却炉、ごみピット等）の説明展示やごみの3Rに関する展示等を想定しております。
236	129	展望スペース	「工場棟又は管理棟最上階において展望スペース」との記載があります。一方で、添付資料6 管理棟居室仕様では管理棟に設置するよう記載があります。工場棟には展望スペースの設置不要という理解でよろしいでしょうか。 また、「東部沿岸エリア」との記載がありますが、添付資料6 管理棟居室仕様では「周辺の眺望」と言う記載になっています。これは、どちらを優先すべきと考えればよろしいでしょうか。	管理棟および工場棟への展望スペース設置については、事業者の配置計画に依るものと考えております。 また、要求水準書（案）を優先ください。添付資料6「管理棟居室仕様」について修正します。
237	129	施設見学者計画	工場棟の見学者設備について、事業者所掌はデジタルサイネージ・プロジェクションマッピング等の映写設備のみであり、工場棟の映写コンテンツの作成・手配は環境啓発設備の指定管理者が行うと理解してよろしいでしょうか。 また、工場棟の見学者設備における壁面への啓発デザイン・装飾は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書「第2編第1章第11節6完成図書の（15）（16）」に明記しております。工場棟の見学者設備については、映像・音響設備に加え、工場説明動画等の工場設備に関するコンテンツの作成も事業者の所掌とします。 また、工場棟内の見学者設備に係る壁面デザイン・装飾についても事業者の所掌とします。なお、設備・機器類の説明、見学動線の案内、工場設備への理解促進に資する展示・装飾（例：クレーンやプラント設備に関する解説表示等）については、事業者の提案により適切に計画してください。詳細は修正した要求水準書を確認してください。
238	129	構内道路の有効幅員	「構内道路の有効幅員は、一方通行部分6m（車道4.5m）以上、対面通行部分8m（車道3.25m×2）以上とすること。」とありますが、一方通行部分が複数車線の場合、有効幅員は4m×車線数としてよろしいでしょうか。	認めます。
239	129	見学者動線	「見学者動線は、可能な限り一筆書きとし、」とありますが、具体的な意図をご教示ください。十分な通路幅が確保できている場合、同じ通路を往復する動線も可能と理解してよろしいでしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正いたします。
240	131	新焼却施設建築計画	「浸水対策として重要機器は想定浸水高さ以上の高さに配置できるような計画」とありますが、止水板等の建具で工場棟自体の浸水対策を行う場合は本条件は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	止水板等による浸水対策を計画する場合であっても、当該対策が機能しない場合や設置が間に合わない場合等を考慮し、重要機器については想定浸水高さ以上に配置できる計画としてください。
241	132	中央制御室	「中央制御室は、主要な見学場所であり、動線と見学者スペースについても配慮すること。」とあります。 一方、129ページ「2.3 施設見学計画」の(1)、⑧に明記されている主要見学先に、中央制御室は含まれておりません。 中央制御室の見学については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を修正します。
242	132	通風設備室	誘引送風機、押込送風機等が明記されていますが、各機器本体に防音ラギング等の騒音対策を行うことで、敷地境界の騒音規制値を遵守すること、および機側における騒音が80dBの遵守を前提に、専用室の設置有無については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	認めます。
243	132	中央制御室	「中央制御室は、主要な見学場所であり」とありますが、直視での見学が基本となるでしょうか。	直視での見学を想定していますが、本市は第一にセキュリティ、第二に経済的合理性を考慮して頂きたいため、左記を欠く場合はその限りではありません。
244	133	洗車場	洗車場の検討のため、以下をご教示ください。 ・洗車頻度 ・洗車箇所（タイヤのみ、パッカー車内部など）	若林環境事業所所有の収集車両（ダンプ車、パッカー車、破砕車）については各車両とも使用日ごとに1回、内部や荷台まで洗浄します。その他のバンなどは点検の際に洗車することが多いため月2回程度です。
245	134	中央操作室	「「2.3中央制御室」に準じる。」とあります。見学場所を含めるか否かについては、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	中央制御室は見学場所としてください。要求水準書（案）を修正します。
246	134	煙突外筒材質について	RC製とありますが、煙突外筒の材質仕様を事業者の提案にすることで、民間事業者の創意工夫を発揮することが可能ですので、事業者提案とすることは可能でしょうか。	認めます。要求水準書（案）を修正します。
247	135	工作室について	新焼却施設と共用する考えでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
248	136	車庫棟・資材保管庫	車庫棟（必要な場合）、資材保管庫等（必要な場合）と記載されておりますが、事業者が不要と判断した場合は設置不要、即ち必要な場合とは事業者提案と読み替えてよろしいでしょうか。	車庫棟については、若林環境事業所のパッカー車、ダンプ等が未記載だったため、要求水準書（案）を修正します。 資材保管庫は、本市保管の備品（公用車タイヤ、草刈り機、梯子等）保管を想定しておりますが、これらを他で保管可能であれば、お見込みのとおりです。
249	136	浸水時避難経路	「外部から避難できる経路を確保すること」とありますが、想定する管理棟への避難方法をご教示ください。	徒歩又は車いすでの避難を想定ください。
250	136	男女ひろびろトイレ	「各階に・・・必要数設置すること」とありますが、設置階については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認められません。
251	137	汚染土処分費用	使用しきれない汚染土が発生した場合、費用負担は本市とする。とありますが、処分に関する運搬費用についても市の費用負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
252	137	基礎構造	「使用しきれない汚染土が発生した場合、費用負担は貴市」とありますが、汚染土を場外処分とする処理方法となった場合は運搬費を含めて貴市にてご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
253	137	資材保管庫	「必要な場合」とありますが、(4)設計基準においては、「本市所有の備品等を保管できること。」とも記載があります。保管庫の設置については、必須と考えてよろしいでしょうか。	資材保管庫は本市所有備品等の保管を想定しております。 本市が想定している備品等は下記です。 ・タイヤ5台分（今泉工場1台、若林環境事業所4台） ・草刈り機 ・梯子 等です。上記を別に収納できる場所を確保できれば必須ではございません。 要求水準書（案）の記載を修正します。
254	140	鉄骨塗装	鉄骨部分は合成樹脂調合ペイント仕上げとすること。ありますが、見え掛かり以外は錆止め塗装とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	141	土木工事	本工事は廃棄物処理施設（公共施設用地）の建設現場となりますので、盛土規制法の規定に基づき、法の適用除外（対象外）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、環境アセスメントの関係上、法に準じた対応を求めます。
256	141	計量機前動線	「搬入用計量機前の動線は、自己搬入車と委託・許可車の動線は分ける（複線化する）こと。」とありますが、複線化するのは計量機前のみで、事業用地入口付近の複線化は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、他搬入車と自己搬入車の入場口が同じ場合、自己搬入車が渋滞する際に他車両が確実に入場できる計画としてください。
257	141	河川保全区域	河川境界線及び河川保全区域を明示したCADデータをご提供願います。	河川管理者との敷地境界から堤外地側が河川区域、堤内地側に20mの範囲が河川保全区域です。境界確定図をご参照ください。
258	142	外構雨水の排水取合点について	添付資料3に排水取合点の位置の記載がありますが、具体的には道路側溝の集水枡があるのでしょうか。 取合点における取合い高さをご教示ください。また、外構雨水の許容放流量をご教示ください。	排水取合点の構造については仙台市下水道閲覧システムをご確認ください。 敷地東側の「305」と表記のある人孔が道路側溝などの集水枡があり、現時点の排水取合点と想定しております。 許容放流量は排水管路設計当時の資料が残っていないため、現況より算出願います。
259	142	緑地帯	「工場棟、管理棟等建屋周囲には出入口や車両寄付き部分を除き緑地帯（標準4m、最低2m）を設けること。」とありますが、周辺環境との緩衝機能に十分に留意することを前提として、狭隘な敷地を有効活用するために、緑地帯の幅については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	認められません。
260	142	河川保全区域	河川保全区域内の既存樹木は浸水対策、外構工事に支障がないか検討の上、伐採・残置の判断を行うこと。とありますが、検討により伐採が必要な場合は、東北地方整備局への申請が必要と考えてよろしいでしょうか。また、許可されると考えてよろしいでしょうか。	伐採規模によっては必要なものと考えます。許可については詳細設計時に仙台河川国道事務所との河川協議の結果によります。
261	142	河川保全区域	河川保全区域内にし尿貯留槽やランプウェイ等の工作物、建築物を設ける場合は、東北地方整備局への申請が必要となりますが、許可されるものと考えてよろしいでしょうか。また、設置可否が不明な場合は東北地方整備局と事前協議することをお認めいただけないでしょうか。	許可については詳細設計時に仙台河川国道事務所との河川協議の結果によります。 事前協議につきましては一度ご相談ください。
262	143	緑地化及び植栽	緑化率20%は既設工場を含めた敷地境界線内を範囲とし、既設工場の解体・整備後に20%を遵守する理解でよろしいでしょうか。 また、緑化率は条例に規定する建築物に設置する緑化も算入できると考えてよろしいでしょうか。	建設用地（26,000㎡）に新築するものとして確認申請してください。緑化率は申請敷地で確保する必要があります。 緑化率の算定方法は条例のとおりです。
263	145	管理棟利用者	「管理棟利用者220人/日」とありますが、貴市職員と見学者の最大人数と推察します。 生活排水の再利用を計画するため、管理棟利用者の想定平均人数、見学者の年間想定来場日数をご教示いただけないでしょうか。 また、ご提示いただいた想定人数以上の来場に起因する生活排水の増加により、生活排水の再利用が困難となった場合の扱いについては、運営時に協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	管理棟利用者220人/日は施設利用者数の参考値として示すものであり、平均利用人数及び見学者の年間来場日数は想定しておりません。生活排水の再利用設備については、事業者の責任において適切に計画してください。なお、実際の利用状況と計画条件に著しい乖離が生じた場合は、その対応については協議とします。
264	148	管理棟動力	(1)で記載されている十分な余裕を見込んだ設計に必要な使用電力量における十分な余裕とは(2)に記載の30KWの動力という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
265	149	場内無線連絡設備	有線の内線電話と組み合わせて計画し、との記載について、対応エリアとして組み合わせて計画致しますが、必ずしもPHSのように構内電話設備に接続するものでなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
266	151	し尿貯留槽	し尿の搬入について、一日の搬入台数及びどこからの運搬なのかについてご教示願います。 また、運営管理として想定される業務をご教示願います。	・搬入台数：8台以上/日（各社1台以上/日）【2026年度9月時点：8社契約】 ・仙台市に設置されている仮設トイレ、浄化槽等より ・想定業務については、ITVによる搬入車の監視、貯留槽の付属設備の点検・報告
267	151	し尿貯留槽	し尿貯留槽の清掃・点検等の管理所掌についてご教示願います。	し尿貯留槽の清掃・法令点検は本市（施設部施設課）となります。ただし、付属設備の点検・報告は事業者の所掌とします。
268	151	し尿貯留槽	本工事予定地内に設置する「し尿貯留槽」における、し尿の搬入、搬出業務は貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
269	151	し尿貯留槽	工事期間中の代行施設は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。工事期間中のし尿汚泥は貯留槽に搬入されず、直接南蒲生環境センターに搬入予定です。
270	151	し尿貯留槽	し尿貯留槽について、仕様をご教示いただけないでしょうか。(脱臭設備の電動機定格容量、脱臭剤の充填量および交換頻度など)	別添資料をご参照ください。
271	153	資源物保管ヤード	「運転事業者は、…市民等へ資源物保管ヤードへの案内を行う」とありますが、p.118の資源物保管ヤードの設計基準には「可燃ごみ、粗大ごみ搬入車両との入場口を分けること」とあり、資源物保管ヤード行の車両は計量棟を通過しないものと読み取れます。資源物保管ヤードへの案内業務は事業者範囲外としていただけないでしょうか。	資源物を持ち込んだ市民が間違って計量棟ラインに並んでしまった場合などを想定し、事業者の業務範囲としております。
272	153	資源物保管ヤード	「運営事業者は、本施設に資源物を持ち込んだ市民等へ資源物保管ヤードへの案内を行う。」とありますが、自己搬入車の荷下ろし場所を別途設ける場合は、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。	資源物の搬入は、原則として、場内の案内表示に従い市民等が自ら資源物保管ヤードに向かうものとなりますが、下記のとおり、案内を行う可能性を想定しております。 ・混載時（粗大ごみ等および資源物） ・資源物のみを積んだ車両が初めての搬入で勘違いして自己搬入待機列に並んだ時 その際、運営事業者が資源物ヤードへの案内を行うことになります。
273	154	本施設運営のための人員等	安全管理者及び衛生管理者には、※が記載されておりますが、この2つの有資格者配置については、人数要件が該当する場合には配置するということで、※の必要に応じて配置との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
274	155	発電設備の電力利用及び売電収益	売電契約名義は運営事業者で、売電収益は貴市収入とあり、売電に伴う調整金等の扱いについては別途貴市と協議との記載がございます。 アンシラリーサービスおよび発電側課金は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
275	155	保険への加入	貴市で加入する保険（例：建物総合損害共済）はございますでしょうか。加入予定がございましたらお教え頂きたくよろしくお願い致します。	施工完了後、本市の建物総合損害共済に加入予定です。
276	155	発電設備の電力利用及び売電収益	「売電に伴う手数料・調整金等の扱いについては、本市と運営事業者が別途協議のうえ定める」とありますが、アンシラリーサーサービス等発電側課金は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
277	155	アンシラリーサーサービス料金及び発電側課金について	「手数料・調整金等の扱いについては、本市と運営事業者が別途協議のうえ定める。」とありますが、売電収益が市様の収入であることから、アンシラリーサービス料金及び発電側課金は市様の負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
278	155	保険への加入	「火災・地震による損害を補償する保険等の必要な保険に加入」とありますが、事業者にて加入する保険は、事業者帰責による損害を補償する保険のみとしていただけないでしょうか。	必要性は事業者でご判断下さい。実施方針で請負代金額の100分の1までは費用負担を求めています。
279	155	保険への加入	市様は建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入される予定でしょうか。	お見込みのとおりです。
280	162	受付計量	「搬入指導を除く受付計量については、運営事業者が支援を行うこと」とありますが、想定される具体的な業務内容をご提示いただけないでしょうか。	本市は搬入承認の責任を負うことから、要求水準書（案）P162(2)項に記載の入口計量棟での業務主体は本市となりますが、本市職員が不足する場合や閑散時間帯などに、(3)項に記載する入口計量棟付近での業務を行う運営事業者の要員の中から、交替で窓口での搬入申請確認、計量処理を行っていただく場合があります。
281	162	受付・計量及び手数料徴収	入口計量業務について、貴市職員と運営事業者の所掌区分について、具体的な想定がございましたらご教示願います。	具体的な所掌範囲を次のとおり示します。 1. 本市所掌 ・窓口受付（搬入申請確認、搬入承認、計量処理） ・搬入不適物・禁止物確認、搬入指導 2. 事業者所掌 ・窓口受付（搬入申請確認、計量処理） ・待機列誘導、列整理、搬入承認申請書配布及び記入補助等
282	162	スプリング入りマットレス	ごみ処理手数料は、スプリング入りマットレスを除いた重量に対して計算することとありますが、入口計量の際には車両から下して計量する想定でしょうか。	現状は車両から下ろさず積載のまま、みなし重量での計量想定です。
283	162	受付・計量及び手数料徴収	(1)において、運営事業者は可燃ごみ及び粗大ごみを対象に受付・計量を行うこととの記載がございますが、(2)には、貴市職員が入口計量棟において、可燃ごみ及び粗大ごみに係る受付計量を行うが、搬入指導を除く受付計量については、運営事業者が支援を行うこととの記載があることから、(1)については、運営事業者は受付・計量の支援を行うことと読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 280, 281をご参照ください。
284	162	受付・計量及び手数料徴収	運営事業者の行う支援とは、次項(3)に記載のある搬入車両渋滞時の入口計量棟付近において、自己搬入者を対象にプラットホーム等への車両誘導、搬入申請書の配布、計量補助及び記入補助と理解して良いですか。	No. 280, 281をご参照ください。
285	162	受付・計量及び手数料徴収	自己搬入車等のごみ処理手数料の徴収代行について、実施方針P30添付資料④には、排出者・許可業者の記載となっております。 1. 許可業者の料金徴収については、計量出口で現金徴収のみではなく、現金徴収及び後納が混在しているとの理解でよろしいでしょうか。 2. 後納がある場合、後納分の徴収については、運営事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	1については、お見込みのとおりです。 2については、お見込みのとおりであり、月末（翌月頭）の請求は市が行うこととします。
286	162	受付・計量及び手数料徴収	1. 自己搬入車、登録車及び焼却残渣搬出車は2回計量を行うこととの記載がございますが、登録車はどのようなものを想定されているのかご教示願います。 2. 1回計量の車両があればご教示願います。	1. 登録車は「可燃、破碎、資源、その他」のICカードを所有する委託車両、許可車両、灰搬出車両等です。 2. 全車2度計量となります。
287	162	受付・計量及び手数料徴収	ごみ処理手数料は、搬入ごみのうちスプリング入りマットレスを除いた重量に対して計算すること。との記載がございますが、スプリング入りマットレスについては規定重量を引く処理ををするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
288	162	受付・計量及び手数料徴収	搬入受付時間に関して、P6で許可業者が朝5:00から、また日曜日も搬入ありとなっておりますが、許可業者については、運営事業者の業務となっている入口計量棟付近で行う搬入申請書の配布や記入補助及び車両誘導は不要との理解で宜しいでしょうか。また、出口計量棟で行うごみ手数料徴収代行については個別料金徴収が発生するの、人員配置計画の観点から確認させて頂きたくご教示願います。	前半については、お見込みのとおりです。 後半については、ICカードによる後納となるため対応は不要です。
289	162	自己搬入者の搬入手続きについて	「運営事業者は、搬入車両渋滞時の入口計量棟付近において、自己搬入者を対象にプラットホーム等への車両誘導、搬入申請書の配布、計量補助及び記入補助を行うこと。」とありますが、搬入車両の渋滞を回避する手段として、搬入情報の入力端末を導入するなど搬入手続きの方法を事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。 提案が可能な場合、搬入申請書に記入する具体的な項目をご教示願います。	認めます。 別添資料、搬入承認申請書をご参照ください。
290	164	スプリング入りマットレス	スプリング入りマットレスは、受入ヤード、選別ヤード又は貯留ヤードを経由せず、一次選別物貯留ヤード及び搬出物貯留ヤードにて粗解体・貯留とするフローを提案してもよろしいでしょうか。	作業及び貯留が十分に対応できる場合は認めます。
291	164	受入対象物	受入対象物及びその対応（参考）の表において処理困難物（例：リチウムイオン電池含有品）がございます。 1. 本処理困難物は最終的に市の指定業者へ引き渡すとなっておりますが、保管容器は指定業者様が準備（例えばドラム缶など）されるとの理解で良いでしょうか。 2. 一時貯留ヤードにて保管とございますが、P107ではそのスペースを事業者提案となっております。処理困難物の量に関して既設焼却施設において参考となる物量をお示し頂けないでしょうか。	1について、本市搬出業者が準備します。ドラム缶等の場合は再利用し、新品は指定業者又は市が準備します。 2について、処理困難物：6 t/年を見込んでください。
292	164	受入対象物	処理不適物（家電4品目）の備考欄に記載事項について、原則計量時とあることから受付・計量業務に係る内容であり、実施主体は貴市との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、混入したまま搬入されて粗大ごみ受入ヤード等で発見した場合など、状況に応じて初期対応や市民対応が生じる場合があります。
293	165	冷媒ガスの回収	なお、今泉工場における過去3か年のフロン回収台数は次のとおりとの記載がございますが過去2か年と読み替えればよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を修正します。
294	165	冷媒ガスの回収	「回収したフロンは貴市担当者へ破壊処理を依頼すること」とありますが、処理に係る費用は貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
295	166	展開検査について	展開検査を行う搬入車両の対象は以下のどの分類になるでしょうか。 ・可燃ごみのみ ・粗大ごみのみ ・可燃ごみおよび粗大ごみの両方	許可業者が搬入する事業系の可燃ごみのみとなります。目的は産業廃棄物が持ち込まれていないかのチェックとなります。
296	168	新粗大ごみ処理施設の運転管理	新粗大ごみ処理施設の運転について、土日祝日に粗大ごみの受入れを行う場合、処理を翌営業日に行うことができるとの記載があります。 施設の効率的な運転を目的とし、搬入物を各ヤード又は粗大ごみピットに安全に保管する余裕があり、かつ翌営業日の受入れ及び処理に支障がない場合、平日においても、翌営業日以降に処理することは可能でしょうか。	可燃性粗大ごみは平日即日処理してください。 不燃性粗大ごみに関しては、十分な安全性の確保を前提として認めます。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
297	168	新粗大ごみ処理施設の運転管理	リチウムイオン電池が含まれた小型家電類については解体等は行わず、貴市指定の民間事業者へ引き渡しするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
298	169	今泉温水プールへの温水の供給	今泉運動温水プールへの温水の供給について、建設予定地から取り合い点までは既設工場の敷地を通過します。既設工場の敷地内工事において、以下ご教示願います。 ①取合い点までのルート（ルート、架空、埋設等）は、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。 ②当該工事について、工事期間及び開始・完了日等、施工時期の指定がございましたらご提示ください。 ③当該工事について、原則として平日昼間作業が可能と考えてよろしいでしょうか。 ④供給ルート廻りの外構図、埋設配管図等をご貸与ください。	①お見込みのとおりです。 ②現時点では未定です。 ③お見込みのとおりです。 ④別添資料をご確認ください。
299	169	今泉温水プールへの温水の供給	取合点の形式（埋設・架空等）をご教示ください。	取合点の形式は別途工事との施工性を考慮し、ピット設置の埋設もしくは地上を想定しておりますが、詳細は実施設計時の協議とします。また、取合点までの供給配管は民間事業者が適切に選定してください。
300	169	新粗大ごみ処理施設から発生する資源物および処理残渣	家電品の解体や資源品の選別、手解体等、現状の施設で手作業が発生している労務の量をご教示いただけないでしょうか。	・フロン回収：要求水準書（案）P165をご参照ください。 ・スプリングマットレス等：質問No. 195をご参照ください。 ・ピックアップ家電選別：随時
301	169	新粗大ごみ処理施設から発生する資源物および処理残渣	「スプリングコイル及び処理困難物を貴市の指定する委託業者の車両に積み込むこと」とありますが、当該車両の詳細情報をご教示いただけないでしょうか。（ダンプ／アームロール車等）	要求水準書（案）P14をご参照ください。
302	172	環境管理に係る計測項目（放射能濃度）	環境管理に係る計測項目として、排ガス、焼却灰および飛灰の放射能濃度が記載されていますが、本項目を設定された背景をご教示いただけますでしょうか。また測定頻度につきましては、事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	東日本大震災以降、特定一般廃棄物処理施設の適用として測定しているものです。また、測定頻度の提案は認められません。ただし、現工場では、放射能汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設の適用除外を申請する予定です。よって、新工場では放射能濃度測定の義務付けはありませんが、仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）における平時モニタリングとして、焼却灰については1回/年の頻度で測定を行う想定です。要求水準書（案）を修正します。
303	172	環境管理に係る計測項目（アスベスト）	環境管理に係る計測項目として、排ガス中のアスベストが記載されていますが、本項目を設定された背景をご教示いただけますでしょうか。また測定頻度につきましては、事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日環廃対発第060609002号）に基づき測定義務はありませんが、実施しています。通知においては、下記とされています。 「(6)周辺環境及び作業環境への配慮 石綿含有家庭用品を処理する場合又は処理する可能性がある場合は、破碎施設や焼却・熔融施設からの集じんガスの測定を含め、周辺環境及び作業環境における石綿の飛散状況を、6ヶ月に1回程度の頻度で測定することにより把握することが望ましい。」 「ここで示した処理方法については、2年間程度、処理施設における飛散状況等の情報の蓄積を行った上で、必要に応じ評価・検討することが適切である。」 以上のことから、現時点で測定回数の提案は認められません。ただし、既存工場における測定状況を踏まえ、測定頻度を1検体/回・3年 に要求水準書（案）を修正します。
304	172	環境管理に係る計測項目（塩化物イオン）	環境管理に係る計測項目として、焼却灰および飛灰の塩化物イオンが記載されていますが、本項目を設定された背景をご教示いただけますでしょうか。また測定頻度につきましては、事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	塩化物イオンの法的規制はありませんが、最終処分場（石積埋立処分場）への浸出水の影響を確認するため測定項目としております。測定頻度の提案は認められません。
305	173	環境管理に係る計測項目（参考）	作業環境のダイオキシシン類に関して、6か月毎に1回以上となっておりますが、初年度2回目以降の測定については、設備や作業工程に大きな変更がない場合には、初回に測定したダイオキシシン類濃度のD値を用いて粉じん濃度より算出する方法で宜しいでしょうか。	1年で前期、後期にダイオキシシン類作業環境測定を行う想定をしております。同年度において同じ場所・箇所で測定する際、前期で測定したD値を後期で使用することは可能です。次年度は再度前期にてD値を測定しなおしてください。
306	176	見学者説明用資料について	「運営事業者は、プラントに係る見学者説明用資料や映像の作成・改訂を自ら行うものとし、パンフレット等の増刷を行う」とあります。作成・改訂が必要な見学者説明用資料とは、要求水準書【案】P. 129に記載のパネル展示を指すでしょうか。	見学者説明用資料は、見学時に配布するパンフレットも含めた全ての説明資料を想定しております。また、パネル展示は資料パネル展示及び設置時にDB0側で具備した啓発関連仕器を想定しております。
307	176	運営事業者による技術的説明の補助について	「運営事業者は技術的説明の補助、資料作成など本市の見学対応に必要な支援を行う」とあります。技術的説明の補助とは、見学に同行することではなく、「指定管理者が自ら回答できないもの」の回答を用意することと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。見学への同行を求められた際には、本市と事業者の協議の上対応することとします。
308	176	見学者対応	「見学者対応は原則指定管理者が行う」「運営事業者は指定管理者と協力」との記載がありますが、指定管理者が派遣する駐在スタッフへの教育は、指定管理者が自ら行うと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。ただし、技術的な質問に関するQ&A作成等の協力や支援は行ってください。
309	179	除雪	事業敷地外にあつては敷地外周の周辺市道の除雪を行いとの記載がございますが、 1. 事業敷地内のみの除雪として頂けないでしょうか。 2. 事業敷地外の除雪を実施するのであれば除雪範囲を明確にご指示頂きたくよろしくお願い致します。	要求水準書（案）修正いたします。
310	179	災害発生時の協力	災害発生時に一時避難者のため貴市は管理棟の研修室や会議室などを開放するとの記載と、運営事業者が24時間365日いつでも一時避難者を受け入れるとの記載がございますが、夜間・休日など貴市が管理棟に不在の場合、運営事業者は貴市のご指示を頂いた上で、一時避難者を受け入れるとの認識で宜しいでしょうか。	非常時には、本市の指示がなくとも受け入れていただく必要があります。本市としては事前相談が出来ないことでの受け入れ拒否は想定しておりません。基本的には本市作成の避難対応マニュアル（仮）に沿って第一に受け入れてください。また、事前に相談が可能である状況ならば事前相談願います。
311	179	災害発生時の協力	一時避難者への対応について記載がございますが以下ご教示ください。 ①本施設は指定緊急避難場所へ指定される予定でしょうか。 ②避難者の想定人数をご教示ください。 ③防災備蓄品の準備は事業者の所掌と考えて良いでしょうか。貴市にてご準備される備蓄品がある場合は品目・数量をご教示ください。	①について、指定しません。 ②について、120人×1日を想定してください。 ③について、お見込みのとおりです。事業者では、避難者用の非常食、飲料水、防寒用具等を準備いただく想定をしています。添付資料6もご参照ください。なお、各事業主体（DB0事業者、本市（今泉工場、環境事業所、指定管理者等））は、それぞれで準備ください。
312	179	除雪について	運営事業者は「事業敷地外にあつては敷地外周の周辺歩道の除雪を行い」とありますが、敷地外周の周辺歩道の除雪範囲をご教示ください。またこれまでの年間あたりの除雪作業頻度について、ご教示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）修正いたします。具体的な除雪範囲の明示はありません。除雪作業頻度については、降雪量によりますが、多くても年数回で、現在は今泉工場職員の直営で行っています。
313	179	環境維持作業について	「希少動植物の生息・生育環境の維持・改善」とありますが、通常の植栽管理の他に配慮すべき具体的な維持・改善項目がございましたらご教示願います。	環境アセスメントの内容のとおりとします。
314	181	周辺環境のモニタリング及び環境アセスメントの事後調査	「運営事業者は、本市が周辺環境をモニタリングする際には本市と協議したうえで協力」とありますが、運営事業者の業務負荷を検討するため、貴市が想定されている運営事業者の協力業務内容をご教示願います。	運転データや運転帳票の提供などの協力業務と想定していますが、詳細はアセス準備書における事後評価方法に準拠します。
315	添付資料1	建設用地	名取川の河川区域及び河川保全区域をご教示願います。	河川管理者との敷地境界から堤外地側が河川区域、堤内地側に20mの範囲が河川保全区域です。
316	添付資料1	建設用地	新工場建設用地として、既設管理棟駐車場の一部が含まれていますが、建設用地側の外構構造物（フェンス、擁壁、緑石、排水溝、排水会所、埋設配管）は、別途発注の解体工事にて残置され、本工事にて解体撤去すべきものを図示にてご提示願います。	基本的には事業敷地内の埋設物は撤去しますが、フェンスや外構（RC塀）、構内道路については存置予定です。
317	添付資料1	建設用地 敷地概略寸法	建設用地周辺で、工事仮設用地としてご貸与、ご紹介等頂ける敷地がございましたらご教示ください。借地料（必要な場合）、使用条件等があれば、合わせてご教示をお願いいたします。	工事仮設用の貸与可能な土地はありませんので民間事業者所掌にて敷地をご用意ください。
318	添付資料1	建設用地 敷地概略寸法	事業者による解体対象は、「存置」と図示（緑線）されているもののみと考えてよろしいでしょうか。	存置と記載されているものに加え、存置と図示されているものの外側にあり、事業者が工事に支障あると判断するもの全てです。
319	添付資料1	建設用地 敷地概略寸法	貴市にて解体される建物については、基礎及び杭を含め全撤去されと考えてよろしいでしょうか。また、杭撤去後の穴についても、貴市の所掌にて流動化処理土等で埋戻しされと考えてよろしいでしょうか。	原則として全撤去します。撤去できなかったものがあつた場合は本市より情報提供します。なお、撤去後については既存土による埋戻しとし、流動化処理土は用いません。

No.	頁	タイトル	質問・意見	回 答
320	添付資料1	建設用地 敷地概略寸法	同上、舗装（スロープ部を除く）についても貴市にて撤去され则认为てよろしいでしょうか。 一部、汚染土と干渉する部分がございますが、当該部分について、本工事着手時の状態（養生等の仕様）をご教示ください。	No. 319参照。 汚染土と干渉する部分については若林環境事業所敷地内に設置してあるシートと同等の仕様で引き渡しする予定です。
321	添付資料1	建設用地 敷地概略寸法	既存工場南側の道路は私道と考えるとよろしいでしょうか。 工事に当り、特別な手続きや制約条件はないと考えるとよろしいでしょうか。	現今泉工場の敷地です。工事にあたっての手続きはお見込みのとおりです。
322	添付資料1	既設管理棟駐車場の撤去品について	新工場建設用地として、既設管理棟駐車場の一部が含まれていますが、建設用地側の外構構造物（フェンス、擁壁、縁石、排水溝、排水会所、埋設配管）は、別途発注の解体工事にて全て撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。	本市で解体するのは若林環境事業所及び今泉貯留槽敷地内の建築物・工作物のみです。残置するフェンス等の外側のものは、すべて解体対象外となります。
323	添付資料1	新工場建設用地範囲	既存施設の処理困難物及び処理不適物の一時保管ヤードが新工場建設用地範囲北西部に一部突き出す形となっております。施設配置計画を柔軟に行うために、当該部分を新工場建設用地範囲として使用させていただけないでしょうか。	意見として承ります。現在検討しております。
324	添付資料1	工事用駐車場	仙台市様が所有する周辺所有地等を工事期間中に工事用駐車場として借用することは可能でしょうか。	現今泉工場内にて工事用車両を駐車することが可能となるよう調整中です。
325	添付資料2-1	土質試験	詳細検討を行うため、土質試験報告書一式をご提示願います。	別添資料を参照ください。
326	添付資料2- 1	土質試験報告書	土質試験報告書（一式）をご提示願います。	別添資料を参照ください。
327	添付資料2-2	土壌調査結果	建設予定地西側（AC-68）は調査対象範囲外となっておりますが、形質変更届の提出時は、地歴調査より土壌汚染の恐れはないと判断され、土質調査は不要と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
328	添付資料2-2	土壌汚染	土壌汚染調査報告書（一式）をご提示願います。	別添資料を参照ください。
329	添付資料2-2	土壌汚染	詳細検討を行うため、土壌調査報告書一式をご提示願います。	別添資料を参照ください。
330	添付資料2-2	土壌汚染	土壌汚染対策法に関して適切かつ経済的に計画を行うため、土壌汚染対策法に関する所轄官公庁との協議議事録を開示いただけないでしょうか。	別添資料を参照ください。
331	添付資料2-2	土壌汚染	添付資料2-2に明示されている基準超過区画に対して、土壌汚染対策法に基づく区域指定が行われていると考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 https://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/oseнтаisaku/sochikuiki.html
332	添付資料2-2	土壌汚染	添付資料2-2 土壌調査結果で調査されていない敷地西側については、汚染なしとして計画してよろしいでしょうか。	過年度に実施した地歴調査の結果により土壌調査を実施していません。 ただし、敷地西側については土壌汚染対策法第4条第1項の届出を着手の30日前に提出する必要があり、担当課（環境対策課）で調査命令の可否について審査した結果によります。
333	添付資料2-2	土壌汚染	土壌汚染対策法に基づく区域指定を広げることを前提として、汚染土を場内に埋め戻しする計画としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
334	添付資料2-2	土壌汚染	土壌汚染対策法に関する近隣井戸調査の結果（飲用井戸の有無、地下水流向き）をご提示願います。	飲用井戸・・・無 地下水流向・・・南南東～東南東
335	添付資料2-2	土壌調査結果	建設予定地西側（AC-68）は調査対象範囲外となっておりますが、形質変更届の提出時は、地歴調査より土壌汚染の恐れはないと判断され、土質調査は不要と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
336	添付資料3	場外余熱利用配管	温水配管取合点までの外構配管ルートは、施工方法（地上配管、架空配管、トレンチビット内配管、埋設配管など）によって、工事金額に大きく影響するため、見積条件をご提示願います。	施工方法の指定はありません。
337	添付資料4	粗大ごみ処理基本フロー	※3 不燃性粗大ごみの内、二軸回転破砕機で破砕が必要と想定するものをご提示願います。（二軸回転破砕機での処理対象範囲を確認するため。）	添付資料4ごみ処理フローでは、基本的に不燃性粗大ごみラインの二軸回転破砕機（低速回転破砕機）の設置は事業者提案としております。現状、不燃性粗大ごみ処理ラインに投入するものは下記等を想定しております。 （例） 楽器（キーボード、ギター等）、スーツケース、スキー用具一式、ゴルフ用具等
338	添付資料5-1	浸水対策（参考）	浸水対策としての盛土について、敷地境界を超えて堤防側まで盛土してもよいものとして計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、施工方法の確定は詳細設計時に仙台河川国道事務所との河川協議の結果によります。
339	添付資料9	植栽リスト	既存樹木調査による植栽リストを提示されていますが、既存植栽の取扱いは事業者による提案と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。